

習志野市教育委員会第1回定例会

日時:令和5年1月18日(水)15時00分

場所:市庁舎5階委員会室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について	(学校教育課) 2
※(3) 令和4年度いじめ重大事態調査結果について	(指導課) 8
(4) 習志野市運動部活動の地域移行について	(指導課) 3
(5) ICTマイスター育成事業について	(総合教育センター) 4
3 議決事項	
※議案第1号 令和4年度教育費予算案(3月補正)について	(教育総務課) 9
議案第2号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について	(社会教育課) 5
議案第3号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について	(教育総務課) 6
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年2月15日(水)午後1時30分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

令和5年習志野市教育委員会第1回定例会 議案概要
【報告事項(3)及び議案第1号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

・令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について

・教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

令和4年度いじめ重大事態調査結果について

・令和4年度いじめ重大事態調査結果について、報告するものです。

報告事項(4)

習志野市運動部活動の地域移行について

・習志野市運動部活動の地域移行について、報告するものです。

報告事項(5)

ICTマイスター育成事業について

・ICTマイスター育成事業について、報告するものです。

議案第1号【非公開予定】

令和4年度教育費予算案(3月補正)について

・国の補正予算活用に伴う小学校大規模改修工事に係る経費の増額及び市立全小中高等学校への感染症対策を徹底する取組に必要となる費用の補助に係る経費の増額等を行うため、令和4年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものです。

議案第2号

文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について

・文化財保護法第190条第3項及び習志野市文化財保護条例第4条第3項の規定により、諮問しようとするものです。

議案第3号

令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和4年度表彰状を授与するものを決定するものです。

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

令和4年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月18日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
12月5日	1	清水 晴一 (公明党)	該当なし		60	
	2	藤崎 ちさこ (新社会の会)	2. 小中学校におけるいじめ問題について (1)現状について (2)早期の対応の取組について	指導課 指導課	60	1
	3	谷岡 隆 (日本共産党)	2. タワーマンション、商業施設、習志野文化ホールの複合施設を建設しようとする「JR津田沼駅南口市街地再開発事業」について (2)学校・保育所がバンク状態の谷津小学校・第一中学校の学区に、新たにタワーマンションが建設されて対応できるのか。 5. いじめ防止対策推進法の「重大事態」への対処について (1)「重大事態」がいくつも発生してきたのに、第三者調査委員会による調査が1件についてしか行われなかったのはなぜか。 調査報告書が公開されていないのはなぜか。 6. 運動部活動の地域移行について (1)どのように指導者を確保していくのか。 7. 谷津南小学校の路線バスによる通学について (1)児童、特に低学年(下学年)の児童の下校時に、路線バスの他の乗客や運転手の迷惑になる状況が生じていることについて、教育長や市長が自ら現状を確認することを求める。	教育総務課 指導課 指導課 教育総務課	60	2
	4	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	1. 教育行政について (1)英語教育の充実について (2)登下校時の安全確保策について	指導課 学校教育課	60	3
12月6日	5	央 重則 (環境みらい)	3. 藤崎こども園の建設と藤崎小学校のプール廃止問題について 先日、父兄に対する説明会を開催したようだが、開催通知(周知)から開催日までの期間があまりにも短いため出席できない父兄が多かった。10数人しか参加しなかったようだ。 参加させたくないように感じられる。 プールについて関心がないのか4年生以下の父兄にアンケート調査をした方がよい。 こども園の設置について、人口推計をどのように見ているのか伺いたい。人口が減少傾向にあるのに何故、この場所にこども園をつくるのか。空き教室になるのではないか。これを考えて計画したのか。五中学区の端に位置するので、土地があいているから作ったようにしか見えない、多くの利用者(園児)がいるのか疑問である。	教育総務課 こども部	60	4
	6	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		60	
	7	市瀬 健治 (環境みらい)	1. 谷津南小学校のバス通学対策について (1)バス通学開始から現在に至るバス通学の状況は (2)今後のバス通学児童の推定とバス通学体制は (3)スクールバスの導入を要望するが如何か	教育総務課 教育総務課 教育総務課	30	5
	8	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	
12月7日	9	小川 利枝子 (公明党)	2. 教育行政について (1)本市教育委員会がかかえる課題と解決に向けた体制について 学校施設の再整備、教員の働き方改革、特別支援教育の推進など、教育行政における課題は枚挙にいとまがないが、令和5年度の予算編成に着手していると察する今日、本市教育委員会は何を課題とし、解決に向けてどのような体制で臨もうとしているのか。	教育総務課	60	5
	10	市角 雄幸 (環境みらい)	3. 小中学校のICT化について (1)学習デジタルドリルについて	総合教育センター	60	7
	11	真船 和子 (公明党)	該当なし		60	
	12	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	4. 市内小中学校におけるマスクの着脱について (1)登下校時の指導について	学校教育課	60	8

日程	通告 №	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
12月8日	13	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		50	
	14	荒原 ちえみ (日本共産党)	4. 体育館と特別教室にエアコンの設置を求める 特別教室は、児童・生徒・教員の健康管理などのため、エアコンの設置を求める。また、体育館は、避難所でもあるため国の「緊急防災減災事業債」を活用してエアコンの設置を求める。 5. 市立小中学校の第3子以降の給食費無償化の継続を求める 学校給食費の第3子以降の無償化を2023年度以降も継続することを求める。	教育総務課 学校教育課	60	8
	15	木村 孝浩 (公明党)	1. 防災対策について (3)体育館などの避難所における施設整備について 避難所として使用する小中学校の体育館における洋式トイレなどの整備状況について伺う。 2. 教育問題について (1)メディア・リテラシー教育の展開について SNS等を対象とした市内の小中学校におけるメディア・リテラシーの現状について伺う。 (2)歴史教育における郷土史について 市内の小中学校における歴史教育のカリキュラムに習志野市の郷土史がどの程度織り込まれているか伺う。	教育総務課 総合教育センター 指導課	60	9
	16	中山 恭順 (環境みらい)	2. いじめ問題について (1)いじめを解決する課題は何か？ 3. 図書館行政について (1)蔵書の半分が年1回も借りられていない現状をどう捉えているか？そもそも市側の目標が低いから指定管理者が合格するのではないか？	指導課 中央図書館	60	10
12月9日	17	入沢 俊行 (日本共産党)	4. (仮称)鷺沼地区土地区画整理事業に伴う鷺沼小学校や保育所の対応について 鷺沼小学校の移転が計画されているが、新設される小学校が適正規模を大幅に超えた大規模校にならないように、既存の鷺沼小学校を廃止しないで一定期間継続して教育環境を維持すること。また、保育所不足が生じないように地権者の責任で保育所を設けることを求めるがいかがか。	教育総務課	60	11
	18	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		60	
	19	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 教育行政について (1)育英資金(高校生)について (2)就学援助制度について (3)高校授業料無償化の所得制限について (4)体育館のエアコン設置について	学校教育課 学校教育課 学校教育課 教育総務課	60	11
	20	宮城 壮一 (民意と歩む会)	1. 長期化しているコロナ禍における、子どもたちのマスク着用や黙食などについて	学校教育課	50	13

(請願・陳情)

日程	区	件名	担当課	頁
12月14日 (文教福祉 常任委員会)	請願	子どもの「マスク着用の必要のない場面」の徹底、黙食の緩和を求める請願	学校教育課 指導課	14

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果	
							大	中	小						
R4/4	1	清水 晴一	公明党	都市環境部	都市再生課	都市政策について	3	(1)		本答弁	3. JR津田沼駅南口再開発について (1) JR津田沼駅南口再開発計画の進捗状況について	大項目の質問は、市長答弁	-	-	
R4/4	1	清水 晴一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3	(1)		再質問4	以前の一般質問で要望した駅前の図書館サービス機能の確保を提案しますが、当局の見解をお伺い致します。	図書館サービス機能の確保については、平成25年9月定例会においても同様の提案をいただいている。その後、市民の利便性の向上を図るため、平成26年6月にJR津田沼駅南口連絡所に、平成29年5月には市庁舎に、本の返却のためのブックポストを設置している。また、本年7月からは市役所での予約本受け取りサービスを開始し、10月末までの約4カ月間の貸し出し冊数が1,363冊と、予想を上回る利用がある一方で、本の配送や貸出し手続きに係る業務量の増加等の課題も明らかになった。これらを踏まえ、駅前への図書館サービス機能の確保については、再開発計画の進捗に合わせ、現状の課題への対応も含め、提供内容の検討が必要であると認識している。	駅前への図書館サービス機能の確保について、再開発計画の進捗に合わせ、現状の課題への対応も含め、提供内容を検討する。	-	未
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 小中学校におけるいじめ問題について (1) 現状について	千葉県における令和3年度はいじめの認知件数は、5万1千478件で、前年度より1万1千248件増加している。本市は1千559件で、前年度より340件増加している。学年別の発生件数は、小学校1年生が513件と最も多く、学年が進むにつれて減少している。いじめの態様としては、「冷やかしかやからかい」が最も多く、次いで「軽くぶつかる」や「仲間はずれ」となっている。学校では、児童生徒間の人間関係上のトラブルとして、事実関係を明らかにした上で加害児童生徒に当該行為への反省を促し、保護者への丁寧な説明のもとで見守りと再発防止に努めている。なお、いじめ防止対策推進法ではいじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当な期間欠席を余儀なくされている場合を重大事態と定めている。本市では重大事態の発生件数は、令和元年度と令和2年度はそれぞれ3件、令和3年度は1件、令和4年度は11月末現在で2件である。	-	-	
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	習志野市いじめ問題対策委員会が設置された平成28年から現在までの重大事態に認定された件数を年度ごとに伺う。	本市いじめ問題対策委員会は平成28年度に設置した。重大事態の発生件数については、平成28年度は0件、平成29年度と平成30年度はそれぞれ2件、令和元年度と令和2年度はそれぞれ3件、令和3年度は1件、令和4年度は11月現在で2件発生し、設置以来の発生件数は13件である。	-	-	
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 小中学校におけるいじめ問題について (2) 早期の対応の取組について	各学校では、児童生徒がいじめを見て見ぬふりをする傍観者とならないための脱いじめ傍観者教育を実施し、いじめの未然防止に努めている。また、学期に1回のアンケート調査に加えて、定期的な教育相談を児童生徒全員と実施し、いじめの早期発見に努めている。教育委員会では、タブレット端末を活用した匿名メール相談ウェブアプリなどの各種相談窓口を整備し、被害を相談しやすい環境整備に努めている。匿名メール相談ウェブアプリでの相談状況としては、令和4年5月に導入して以来、9月末までに494件の相談があり、そのうち、いじめに関する相談が82件あった。いじめ以外の相談内容は友達との意見の相違や意思の疎通ができずに孤立感を感じていることなどがあり、こうしたことに丁寧に対応することで、いじめを防ぐことにつながることを認識している。早期の対応における課題としては、いじめの発生が疑われた段階で、素早く情報共有を図り組織的な対応を実施することである。いじめの相談を受けた学級担任のみによる事実確認をもっていじめの有無を判断することなく、複数職員による事実確認等により正確な情報を得るまで調査を続行する。学校は被害の大きさに関わらず、いじめが発生した段階でその対応について教育委員会と連携を図っている。重大事態についても、発生が疑われた段階で速やかに教育委員会に報告している。教育委員会では、法律、医療、心理、人権、教育の各分野における5名の学識経験者で構成される習志野市いじめ問題対策委員会に情報提供し、委員からは調査方針等について適宜助言をもらい、学校と連携して対応している。	-	-	
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問1	脱いじめ傍観者教育の具体的内容を伺う。	「脱いじめ傍観者教育」は、児童生徒がいじめの傍観者にならないため、いじめの予防や解決の手立てを考えることを目的とした学習プログラムである。この学習プログラムでは、いじめ場面の事例を例示し、児童生徒自身が他の児童生徒がいじめられている場面に遭遇した場合にどのような行動を選択するかを考えさせ、意見交換を行い、いじめを止めようという意識の醸成を目指すものである。このような、被害者を心配する雰囲気や学級で作り出すことでいじめの防止につながることを指導している。	被害者を心配する雰囲気を学級で作り出すことでいじめの防止につながることを指導していく。	-	済
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問2	匿名メール相談ウェブアプリへの相談件数が多い。いじめを表面に出す意味で有効であるが、その後の対応がしっかりとされなければ、意味がない。「丁寧な」対応とはどのような対応か伺う。	匿名メール相談ウェブアプリの相談内容は先ほど教育長答弁でも申し上げた通り、いじめを訴えた相談は9月末現在、82件、メール全体の約17%であり、いじめ以外の相談が多くある。いじめと思われる内容の時には、指導課と総合教育センターが連携し、相談者の辛い気持ちに寄り添い、状況や思いを聞きながら「いじめ」の解決に向けて相談者とセンターの臨床心理士、教育相談員、指導主事が共に方策を考えている。相談者の辛い気持ちが和らぐよう「いつでも相談にのります」というメッセージを送り、「いじめで辛い思いをしている児童生徒」が一人でも少なくなるよう対応している。また、必要に応じて学校へ情報提供しているが、学校と学年以外には匿名であるため学年での見守りや声かけ、相談体制づくりを依頼している。相談内容に応じては、子育て支援課、中央児童相談所、警察等と連携を図っている。いじめ以外では、「自身の不安」や「友達との意見の相違」の内容が送られてくる。それら全ての相談に対し、いじめの相談と同様に相談者から状況を聞き取り、臨床心理士、教育相談員、指導主事が、相談者の不安や悩みが軽減され、自身の心を見つめなおせるよう返信を作成している。このように、一つ一つの相談に丁寧に丁寧に対応することが、いじめの早期発見と未然防止につながることを認識している。今後も、相談者に寄り添った相談を続けていく。	今後も、相談者に寄り添った相談を続けていく。	-	済
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問3	残念ながら重大事態になってしまった案件について。重大事態の認定はどのように行われるのか伺う。	いじめ防止対策推進法にはいじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている「疑い」があるとき、または、いじめにより相当な期間欠席を余儀なくされている「疑い」があると認めるとき、組織を設置して調査を開始することが定められている。事実が確認されてから対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で校長は重大事態の発生を認知し、教育委員会に報告をしている。教育委員会では認知の報告を受けた後、いじめ問題対策委員に情報提供を図り、委員から助言を受ける。学校は校内委員会を立ち上げ、事実関係を調査した上で、当該児童生徒に生じている重大な被害がいじめ行為によるものかの認定を行い、重大事態にあたるかを判断している。また、当該児童生徒及びその保護者が学校の対処について不信感を抱いている場合や教育委員会が必要な事案であると判断した場合は、教育委員会がいじめ問題対策委員会を第三者調査委員会として諮問し、事実関係の調査並びに重大事態の判断をする場合もある。	-	-	

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問4	いじめ問題対策委員会・再調査委員会の組織メンバーについて。法律、医療、心理、人権、教育の各分野の学識経験者で構成されるが、教育の分野からについては、教育委員会に寄り添う立場になりがちだという懸念がある。市の見解を、伺う。	いじめ問題対策委員会については、5名の学識経験者で組織することが条例で定められている。この委員会では市立学校に在籍する児童生徒間で発生するいじめについて、その対処や防止対策等の協議や、当該重大事態の調査審議を行う。教育の分野については、学校の組織や教職員、児童生徒に関する識見を踏まえ、当該いじめへの対処方針や再発防止策等の学校における効果的な実施に寄与するために必要であると認識している。人選については中立性を維持するために適切に判断していく。	-	-
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		要望	いじめ問題対策委員会・再調査委員会の組織メンバーについては、今後とも慎重に人選してほしい。	-	適切に対応していく。	済
R4/4	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問5	現場の教職員が忙しすぎて、子どもたちと向き合う時間が十分に取れない懸念があるが、市の見解を伺う。	教職員は日頃、子どもたちからの相談や、様子が気になる子どもへの対応を最優先にして、丁寧な聞き取り、助言、励ましを行っている。更に市内全ての学校で、子どもたちの見えない悩みやつまづきを把握する面談の時間を確保するため、教育相談週間を各学期に設けている。個別に面談を行う時間を大切にすることで、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、個別の対応を行うことができる。教育委員会といたしましては放課後に業務を行う時間を確保するために各学校で教育課程を改めて見直すことについて依頼するなど教職員と子どもたちが向き合う時間を確保できるよう取り組んでいる。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. いじめ防止対策推進法の「重大事態」への対処について (1)「重大事態」がいくつも発生してきたのに、第三者調査委員会による調査が1件についてしか行われなかったのはなぜか。調査報告書が公開されていないのはなぜか。	重大事態とは、いじめ防止対策推進法で、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当な期間欠席を余儀なくされている場合と定められ、教育委員会では、これまでも法に基づき市長事務部局へ報告をしている。重大事態への対応については、学校が主体となって調査を行う場合と教育委員会が主体となって行う場合がある。いずれの場合も、いじめを認知した時点でまずは、学校において学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する校内委員会を設置して調査を行い、教育委員会へ報告することになっている。学校職員が調査を行うことで、聞き取りで生じる児童生徒への負担の軽減や事実確認と指導及び見守り支援等を一貫して行うことが可能である。学校から報告があった時は対応について教育委員会やいじめ問題対策委員会より適宜、指導助言をしている。一方で、当該児童生徒及びその保護者が、学校の対処について不信感を抱いている場合や教育委員会が必要な事案であると判断した場合は、教育委員会が主体となり、法律、医療、心理、人権、教育の各分野における5名の学識経験者で構成されるいじめ問題対策委員会を第三者調査委員会として教育委員会から諮問して調査をする。調査主体の決定については校長とも協議の上、いじめ問題対策委員会の助言を踏まえて、教育委員会が責任をもって決定している。また、本市では重大事態に至らない事案も含めて、学校より早期に報告をうけ、学校・教育委員会・いじめ問題対策委員会が連携して対応している。こうしたことを踏まえ、現状では学校を主体とした調査をすることが多く、これまでに第三者調査委員会が調査主体となった件数は1件である。 調査報告書の公開についてはこれまで習志野市情報公開条例等に則り、請求に基づいて実施しているが、調査結果を広く一般に公表することについては、事案の内容や重大性、被害児童生徒とその保護者の意向、公表した場合の児童等の学校や地域における生活への支障等を総合的に勘案して適切に判断する。調査結果の公表については学校や教育委員会が当事者意識を持ち、社会全体でいじめ問題を考える機会となり、再発防止を図る効果があると認識している。教育委員会としては、いじめの発生件数が増加し、社会の目が多く注がれていることを踏まえ、個人情報等に十分配慮した上で可能な限り公表することが必要と判断し、既に公表のガイドラインを作成した。今後は、公表ガイドラインに基づいて概要版を作成するなどして、当事者に丁寧に説明した上で、適切に対応していく。本市では、私が会長、市長が副会長であるいじめ問題対策連絡協議会を設置し、「いじめは絶対に許さない」という認識の下、関係組織及び団体と、様々な観点からいじめ防止等の対策について協議を重ねているところである。今後についても、いじめ問題については喫緊の課題として取り組んでいく。	今後についても、いじめ問題については喫緊の課題として取り組んでいく。	済
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		再質問1	毎年のように重大事態があったのに、文部科学省のガイドラインに則った第三者調査委員会を設置した事件が1件しかなかったのは、重大事態を軽視していたからではないか。	文部科学省のガイドラインにおける重大事態の対応については、学校での調査と第三者委員会での調査が記載されている。学校で調査するのか第三者委員会で調査するのかについては適切な決定の中で実施したと認識している。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		再質問2	第三者調査委員会による調査について、当該児童等の保護者が弁護士に相談していることによって、実施の判断をすることはあるのか。	教育委員会が調査の主体となり、いじめ問題対策委員会を第三者調査委員会として教育委員会から諮問して調査を行うことについては、当該児童生徒及びその保護者が学校の対処について不信感を抱いている場合や教育委員会が必要な事案であると判断した場合において、実施することとしているので、指摘のあった弁護士の有無で、教育委員会の方で判断をしているといったことではない。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		再質問3	全てではないにしても、いじめ問題対策委員会の活動について公表すべきだと考える。なぜ公表していないのか。	いじめ問題対策委員会の活動については、年間2回の定例会の他、必要に応じて臨時で個別の事案に関する調査審議を行うことや直接学校を訪問して校内委員会への指導と助言にあたることをしている。これまでは、定例会も含めて本市で実際に発生しているいじめ事案について調査審議していることから、活動内容等については非開示としてきた。しかしながら、教育委員会としては、いじめの発生件数が増加し、社会の目が多く注がれていることを踏まえ、近隣市の状況を踏まえて対応していく。教育長の答弁にあったように、調査報告書を作成する中でこういった事案等について公表する、明らかにする姿勢で臨んでいる。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		再質問4	これまでも重大事態があった中で、公表ガイドラインを今になって作ったというのは遅いのではないかと。緊張感が欠けていると思うがいかがか。	他市と比較するのは適切ではないかもしれないが、近隣の自治体が全てを公表している状況ではない中で、本市はできる限り公表していく、明らかにしていくというのは進んでいると理解してほしい。きちんとした手続きを踏むために公表ガイドラインを作成し、今後は公表をしていく方向で動いている。	今後はガイドラインを公表していく。	未
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		要望	いじめ問題対策委員会の委員名簿も含め、完全非公開にするのではなく、活動がわかるようにホームページ等で一定の公開をすることを求める。	-	公開できる範囲をホームページに掲載予定。	未
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		要望	個人情報に配慮した上で、重大事態についてどのような対応をしているのかについて市民に見えるようにしてほしい。	-	可能な範囲でホームページに掲載予定。	未

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(1)		本答弁	7.谷津南小学校の路線バスによる通学について (1)児童、特に低学年(下学年)の児童の下校時に、路線バスの他の乗客や運転手の迷惑になる状況が生じていることについて、教育長や市長が自ら現状を確認することを求める。	バス通学における安全への配慮としては、安全整理員を配置し、バスに同乗して車内での安全確保や一般客に対する配慮などを継続的に行っている。乗車状況については、私自身も適宜乗車状況の確認をするとともに、実際にバスにも乗車し、車内状況も確認している。また、職員も実態を確認しており、学校等と連携し必要な対応を図っている。今年度においては、「児童がバスで騒がしい」との意見が谷津南小学校に2件寄せられたが、一方で、児童から席を譲ってもらったとの御礼の音が複数届いているところである。また、バス運行会社である京成バス株式会社にも確認したところ、谷津南小学校の路線において小学生のマナーが悪いという話は「報告もなく、把握していない」とのことであった。今後も、児童だけでなく一般の乗客にもより配慮しつつ、安全にバス通学ができるよう努めていく。	今後も、児童だけでなく一般の乗客にもより配慮しつつ、安全にバス通学ができるよう努めていく。	済
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(1)		再質問1	谷津南小学校のバス通学において、教員は同乗しているか。	学校現場ではなく、教育委員会において安全整理員を委託する形で同乗している。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(1)		再質問2	教育長自身は、お忍びで乗車し、状況をきちんと把握しているのか。	【教育長答弁】 私も定期的にバス停の様子の確認をし、バスの乗車もした。安全整理員の指導の下静かな状況であった。降車する際は、運転手へ「ありがとう」の声掛けや、定期券をしっかりと掲げる様子も見られた。時々の状況や学年によって、一般の乗客からは不快に感じることもないとは言え切れないため、マナーを含めて指導していきたい。そして安全に安心してバス通学ができるよう努めていく。	-	-
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(1)		要望	学校終わりにはテンションが高くなって騒いでしまうことがある。せめて低学年だけでも貸し切りのスクールバスの導入を求める。	-	今後も、児童だけでなく一般の乗客にもより配慮しつつ、安全にバス通学ができるよう努めていく。	済
R4/4	3	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	7	(1)		要望	地元の町会、自治会、管理組合などの住民、PTAなどの保護者から実態を聞くことも求める。	-	谷津南小学校では、PTA運営委員会を定期的に実施している。PTAには、バス通学児童の保護者も学校周辺に居住する徒歩通学児童の保護者もいる。バス通学について議題になることもあり、そのような機会に参加して意見を共有していく。	済
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.教育行政について (1)英語教育の充実について	令和2年度より小学校における外国語教育については、3年生と4年生は聞くことや話すことを通じて外国語に慣れ親しむ「外国語活動」を行い、5年生と6年生は慣れ親しんだ外国語に読むことや書くことを加えた「教科としての外国語」と位置付けられた。本市では、令和2年度と令和3年度の2年間の期限付きではあったが、日本人のティーチングアドバイザーが小学校を巡回訪問し、学級担任の指導力向上を図るTA事業を実施し、効果を得られたところである。中学校においては、令和3年度より「目的・場面・状況」に応じて、相手に配慮しながらコミュニケーションを図る力を育成することが求められている。本市ではこれまで外国人英語指導助手であるALT3名を中学校7校に派遣していたが、令和4年度からは6名に増員し、各中学校にALTを過年で配置した。これにより概ね週に1回はネイティブスピーカーと実践的なコミュニケーションを図る授業ができる環境を整えている。中学校ではこれまで長年に渡り高円宮杯全日本英語弁論大会の市内予選として英語スピーチコンテストが開催されてきた。令和3年度からはプラッツ習志野市民ホールを会場とし、素晴らしい環境の中で実施している。スピーチコンテストへの参加にあたっては、学校職員とともにALTが指導をしている。発音指導やスピーチ原稿の英作文を通じて英語力が飛躍的に向上した。英語で、主体的に、世界に発信できる生徒の育成を目指すとともに、小学生の参加についても検討していく。今後、英語教育を充実させるためには、小学校外国語教育の成果の上に、中学校における外国語教育を発展させることが必要であると認識している。そのためには小中学校間における指導方法の連携を図ることが必要である。小中学校間で互いの授業を参観するなど、相互の授業理解を進め言語活動や指導方法の連携を図ることに取り組んでいく。	小中学校間で互いの授業を参観するなど、相互の授業理解を進め言語活動や指導方法の連携を図ることに取り組んでいく。	済
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	TA導入による効果について	小学校学級担任の外国語指導力の向上を図るため、令和2年度からの2年間で児童英語教育に精通した2名の日本人TAを各小学校に巡回配置した。TAはまず授業を参観し、教職員に直接的に指導や助言を行った。効果としては、令和2年度と令和3年度に小学校3年生から6年生を担当していた教職員の約9割が外国人英語指導助手を活用しながら、自らも英語を使用して指導ができる状態に達した。指導・助言を受けた教職員からは、すぐに使えるアイデアや自身の英語力に関するアドバイスを受けることができ、大変有効だったと報告を受けている。このように学級担任の指導力が向上したことが、児童の学力にも数値となって表れている。本事業開始前の令和元年度と実施2年目の令和3年度の小学校6年生に効果を測定した。測定では、児童の聞く、話す、読む、書く力を総合的に計り、グレード1からグレード4に結果が分類される民間の測定アセスメントを用いた。結果としては、令和元年度には、最高グレードであるグレード4に位置付けられた小学校は市内で8校であったのに対し、令和3年度には市内16校のすべてがグレード4に位置付けられた。最も伸び率が高かった小学校では、担任の指導力に対するアドバイザーの評価も高く、児童のアンケート結果でも9割以上の児童が英語の授業が楽しいと回答している。	-	-
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	英検の取得率について	本市における英検の取得率については、国が行っている英語教育実施状況調査に基づき把握している。千葉県では、令和7年度までに中学校3年生の英検3級レベル以上の英語力到達状況が60%以上となることを目標指標としている。本市の調査結果については、令和3年度は65%となっている。その内訳としては市立中学校に通う3年生の約35%が実際に英検3級レベル以上を取得し、外部試験を受験してはいないものの学校における教育活動において英検3級レベル以上の英語力を有すると判断される生徒が約30%となっている。教職員については、千葉県では令和7年度までに準1級レベルの取得率を中学校で75%以上、高等学校で100%を目標指標としている。本市における令和3年度の取得状況は中学校で約36%、高等学校で約86%となっている。	-	-

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問3	ALTの配置状況、内訳について 本市では、民間派遣事業者より16名、姉妹都市タスカルーサより3名のALTを雇用している。令和4年度のALTの配置状況については、小学校には12名配置し、学校規模に応じて複数校を兼務するALTもいる。中学校には6名配置し、そのうち1名は2校を兼務する形で7校全ての中学校に通年配置している。高等学校には1名配置している。		-	-
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問4	他市等との英検3級レベル到達状況の比較について 他市の英検3級レベルの到達状況については公表されていないが、国と県の状況については把握している。令和3年度の全国の英検3級レベル到達状況は47%であり、千葉県は52%である。本市の英検3級レベル到達状況は先ほど答弁したとおり65%である。		-	-
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問5	英検受験率を上げるための取組について 各中学校に配置されているALTを効果的に活用し、生徒自らが主体的に学ぶ意欲や自信を醸成することが受験率の向上には欠かせないと認識している。英検受験については、準会場として各中学校で実施することも考えられる。メリットとしては、通い慣れた場所で受験することができるだけでなく、学校が金曜日の放課後に受験日を設定することで受験者は土曜日や日曜日の予定を考慮する必要がなくなる。また、受験費用についても本会場で受験するよりも英検3級では約3割安く受験することができる。一方で教職員の勤務時間等、検討を要する点も少なくないことから、近隣市の状況も踏まえて研究していく。	教職員の勤務時間等、検討を要する点も少なくないことから、今後近隣市の状況も踏まえて研究していく。		済
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		本答弁	1.教育行政について (2)登下校時の安全確保策について 登下校時の通学路の安全対策としては、「通学路安全対策協議会」において毎年通学路の安全点検を実施している。本協議会は、教育委員会が事務局となり、市長事務部局の街路整備課と防犯安全課、さらに、習志野警察署の交通課と生活安全課、各学校の管理職と保護者代表で構成している。安全点検の内容としては、交通安全に係るものと、防犯面に係るものを行っている。まず、交通安全に係るものとして本年度については、6月に市立各小・中学校から改修・改善要望があった51箇所について点検を実施した。この51箇所への対応状況としては、対策完了もしくは、今年度中に完了予定となっている箇所が45箇所となっている。残りの6箇所についても、現在、関係各部署において実施可能な対策の検討を進めている。対策の具体的な内容としては、路面標示の設置及び補修、注意喚起を促す電柱幕やストップマークの設置及び補修といったハード面の対応とともに学校における児童生徒への安全指導や、教職員、保護者、地域ボランティアによる見守り活動の実施等、ソフト面での対応も併せて行っている。なお、この毎年行っている交通安全に係る点検とは別に、昨年度は、県内で発生した悲惨な事故を受け、緊急一斉点検を実施し、対策を講じた。次に防犯面に係るものとしては、青少年センターによる市内の巡回パトロールを実施している。加えて、犯罪等の被害に遭った、または、遭いそうになって助けを求めてきた子どもの保護や警察への通報等を行う、「子ども110番の家」への協力依頼を推進し、協力者の拡充を図っている。そのほか、防災行政無線を用いた「子どもの安全放送」のアナウンスを、市立小・中学校の代表児童生徒が担当する取組を行っている。児童生徒の声で放送することで、当事者意識を高めたり、地域の方への感謝を伝えたりするなど、防犯・安全の啓発や意識向上を図っている。教育委員会としては、今後も関係機関と連携しながら、児童生徒の安全・安心を守るため継続して取り組んでいく。	今後も関係機関と連携しながら、児童生徒の安全・安心を守るため継続して取り組んでいく。		済
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		再質問1	見守り安心メールの概要について 見守り安心メールは、児童生徒が登校及び下校したことを保護者にメール等で知らせるシステムであるが、本市の市立小・中学校では導入はしていない。葛南教育事務所管内の船橋市、八千代市、市川市、浦安市のうち、市川市が令和元年度より市立小学校等で統一して導入していることを確認している。なお市川市では、このシステムの有料サービスの利用料については、利用を希望する保護者が全額負担しているとのことである。教育委員会としては、このシステムの導入について、今後、研究を進めていきたいと考えている。	システムの導入について、今後も研究を進めていく。		済
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(2)		再質問2	市内バス通学児童の数、今後の推移について。 本年9月1日現在、414名の児童が路線バスを活用し通学をしている。令和5年度は482人を見込んでいる。現在の推計値における最大人数は、令和8年度の約600人を見込んでいる。		-	-
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(2)		再質問3	令和4年度の小学校1年生の人数と今後の推移について伺う。 本年5月1日現在の小学校1年生の人数は1千545名。来年度以降については、現在、令和9年度まで推計している。令和5年度の小学校1年生は、1千474名を見込んでおり、以降の人数については継続的に減少し、令和9年度は1千261名を見込んでいる。		-	-
R4/4	4	関根 洋幸	元氣な習志野をつくる会	生涯学習部	青少年センター	学校教育 について	1	(2)		再質問4	「子ども110番の家」の協力者数（一般家庭とそれ以外の内訳）と子どもへの周知手段について伺う。 「子ども110番の家」の協力者数は、11月末現在、一般の御家庭488軒、店舗等422軒、公共施設42軒、合計952軒に御協力いただいている。児童生徒への周知については、各学校に配布している「子ども110番の家」の地図を拡大し掲示することや、長期休業中に親子で自分たちの通学路を歩き、場所を確認するなど、各学校において様々な取り組みを行っている。青少年センターでは、各学校がどのような方法で周知しているかについてアンケート調査を行い、その結果を各学校に配布し、結果を参考にした取り組みを行うよう依頼する予定である。	各学校でどのような方法で周知しているかについて調査を行い、その結果をもとに、今後各学校で周知するための取り組みを依頼する予定である。		未
R4/4	5	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3			本答弁	3.藤崎こども園の建設と藤崎小学校のプール廃止問題について 先日、父兄に対する説明会を開催しようだが、開催通知(周知)から開催日までの期間があまりにも短いため出席できない父兄が多かった。10数人しか参加しなかったようだ。参加させたくないと感じられる。プールについて関心がないのか4年生以下の父兄にアンケート調査をした方がよい。 令和4年11月5日土曜日午前10時から、藤崎小学校体育館において藤崎小学校全ての保護者を対象とした(仮称)藤崎こども園整備事業及び藤崎小学校の水泳指導についての説明会を実施した。説明会の開催にあたっては、10月5日に、PTA執行部の方々と意見交換を行い、その中で、全保護者対象の説明会を土日に実施すること、説明会の案内文は、10月中旬に全保護者に配布し、説明会までの周知期間を設けることとした。当日は、保護者7名が出席し、民間施設プールを利用した場合の授業時間数及び民間施設までの移動時間の質問を頂いた。なお、説明会において、令和6年度からの藤崎小学校の水泳指導を、民間施設プールを活用して実施することについて、反対の意見はなかった。今後も、機会をとらえ、保護者の方々に説明会を開催し、直接意見を伺っていく。	今後も、機会をとらえ、保護者の方々に説明会を開催し、直接意見を伺っていく。		済

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			本答弁	1. 谷津南小学校のバス通学対策について (1)バス通学開始から現在に至るバス通学の状況は (2)今後のバス通学児童の推定とバス通学体制は (3)スクールバスの導入を要望するが如何か 奏の社から谷津南小学校へのバス通学は、平成27年度に17名の児童で開始し、本年9月1日現在、414名の児童が路線バスを活用し、通学をしている。現在は、児童が多く乗車する時間帯である7時から8時過ぎに計13便のバスを利用することができ、乗車の分散化を図っている。今後のバス通学児童数は、令和5年度は482人を見込んでおり、現在の推計値における最大人数は令和8年度の約600人であり、バス通学児童数の増加が見込まれていることから、現状の便数では対応が厳しくなると考えている。ご要望のスクールバスの導入については、導入経費に加え、バスの乗降場所の確保、バス運行スケジュールの調整などの課題がある。そのため、今後のバス通学にあたっては、路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行い、児童が安全にバス通学できるよう努めていく。	路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行う。	済	
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問1	下校時間帯のバス通学体制は、現在、どのようになっているのか？ 下校時間帯においても、登校時間帯と同様にバス運行会社である京成バス株式会社と運行方法や便数等について、協議をしている。現在、下校時間帯の午後2時15分から午後4時までの間に、臨時便を含んで計11便のバスを利用している。バス乗車までの間、児童の安全の確保や周辺住民の迷惑にならないようにするため、児童は小学校の敷地内に待機し、バスが到着したら安全整理員の誘導の下、学校前の谷津南小学校バス停留所からバスに乗車する。バスには登校時と同様に安全整理員が同乗して、車内での安全確保や一般乗客に対する配慮などを行っている。また、放課後児童会を利用した児童は、下校時間にばらつきが生じる。しかしながら、通学児童にはバス定期券を交付しており、安全整理員は同乗していないが、個々の児童の帰宅時間に合わせて路線バスに乗車して下校することができている。運動会や土曜の保護者参観など、休日に行う学校行事については、臨時便を運行し、児童の下校に際し支障のないように対応している。	-	-	
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問2	スクールバスの導入が無理であるのなら、現在、さくらの家の送迎バスを導入したらいかがでしょうか？ 老人福祉センターさくらの家の送迎バスは、対象者をさくらの家の利用者に限定し、1日6便、さくらの家から京成大久保駅南口を經由して市内を巡回する無料の送迎バスである。午前8時10分から午後4時46分まで運行しており、台数も1台のみである。巡回する前の時間帯での導入について、検討したが、運行前の点検や準備が必要であることに加え、乗車可能な人数も路線バスと比較して明らかに少ないことから、スクールバスとして併用することは困難であると考えている。	-	-	
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問3	スクールバスの乗降場所については、京成バスと協議をして路線バスの停留所を利用させてもらえませんか？ スクールバスの導入については、導入経費に加え、バスの乗降場所の確保、バス運行スケジュールの調整などの課題がある。仮に、議員ご要望の貸し切りバスを活用した場合に路線バスの停留所を活用できるかについて、京成バス株式会社に確認したところ、運行本数が少ない路線であれば認める場合もあるが、通常の路線では路線バスの運行に支障が出るため難しいとの回答であった。今後は、児童の増加が見込まれることから、今後のバス通学にあたっては、路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行い、児童が安全にバス通学できるよう努めていく。	路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行う。	済	
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問4	令和9年度に最大600名になる場合、17台必要になる。路線バスで間に合うように京成バスと協議を続けてもらいたい如何か。 路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行い、児童が安全にバス通学できるよう努めていく。	路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行う。	済	
R4/4	7	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問5	【関連質問：環境みらい中山恭順議員】 マロニエ通りを通して袖ヶ浦のアンダーバスを右折してという行き方であれば10分以上早く通わせることが可能となると思われる。検討してもらいたい。 運行会社である京成バスと様々な形態で増加する児童のバス通学に対応できるよう協議を重ねていく。	路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行う。	済	
R4/4	9	小川 利枝子	公明党	こども部	子育て支援課	保健・医療行政 について	1	(1)		本答弁	1. 子育て支援策について (1)本市における乳幼児支援策の拡充について 特別な支援を要する場合ははじめ、乳幼児やその保護者、家庭の課題に対してどのような早期発見、早期対応の施策を講じているのか、伺う。(習志野方式とは。) 大項目の質問は、市長答弁	-	-	
R4/4	9	小川 利枝子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問1	就学時健康診断について伺う 就学時健康診断とはどのようなもので、どのように実施されているのか。また、課題はどのようなことがあるか。 就学時健康診断は、学校保健安全法第11条に基づき、就学予定者全員に対して、心身の状況を的確に把握し、就学に当たって、保健上必要な助言、助言を行い、適切な就学を図るために、教育委員会が実施するものである。本市においては、毎年10月末から11月にかけて、入学予定校で実施している。健診は医師が内科、歯科医師が歯科を行い、教員が視力、聴力、面接を行う。特に面接は、知的発達や言語に関する状況を確認するもので、日本学校保健会発行の「就学時の健康診断マニュアル」の面接実施要領に基づき、実施している。これらは、いずれも医療機関につなげるためのスクリーニング検査であり、保護者には健康診断当日に「結果についてのお知らせ」を配付することにより、必要に応じて、医療機関での検査や治療を受けるよう案内している。しかし、全員が健康診断を受けている状況ではない。この就学時健康診断は、学校保健安全法施行令により、実施時期が定められているため、実施時期を過ぎると、対応することができない状況となる。支援が必要な幼児については、早期発見、早期対応が重要である。全員が健康診断を受けることで、早期に発見し、支援を行うことができるが、当日受けられなかった幼児で、保護者により申し出がなかった等の理由で、受診することができないケースが対象者の1%程度いる状況である。	-	-	

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	9	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	<p>2. 教育行政について (1) 本市教育委員会がかかえる課題と解決に向けた体制について 学校施設の再整備、教員の働き方改革、特別支援教育の推進など、教育行政における課題は枚挙にいとまがないが、令和5年度の予算編成に着手していると察する今日、本市教育委員会は何を課題とし、解決に向けてどのような体制で臨もうとしているのか。</p> <p>本市教育委員会においては、基本目標として、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を掲げ、子供達の未来をひらく教育の創造と学校教育を含めた、市民の生涯にわたる学びを推進している。近年、社会情勢が大きく変化するなかで、教育を取り巻く環境も変化が著しく、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえながら、様々な課題に対する取り組みを行っていく必要があると認識している。生涯学習においては、これまで積み重ねてきた、文化に「ふれる」「つなぐ」「活かす」取り組みを、また、スポーツを「する」「みる」「支える」取り組みを一層充実させる工夫が必要となる。更に、本市の文化の拠点である習志野文化ホールの再建設や野球場やサッカー場などのスポーツ施設の老朽化対策をはじめ、生涯学習の環境整備に取り組んでいかなければならない。学校教育においては、子供達が安心して学べるよう、これまで以上に子供達の不安を取り除き、寄り添った教育を行う必要がある。いじめ、不登校への対応や、施設面として、学校の老朽化対策を行い、安全安心な学習環境を確保することが重要である。また、指導力を高め、学力向上を目指すこと、障がいの特性に応じた特別支援教育を充実していくこと、新たな取り組みとして、部活動の地域移行への対応などを行う一方、学校における働き方改革にも取り組んでいかなければならない。具体的には、いじめへの対応については、教育委員会、学校ともに力を合わせ、いじめ防止に力を入れているものの認知件数は横ばいの傾向が続いており、これまで以上に防止に力を入れるとともに、いじめが認知された場合には、組織的に適切な対応をしていく必要がある。不登校については、ここ数年、増加傾向となっており、中学校には校内に適応指導教室を設置し教育相談員を配置している。小学校においても教育相談員の配置数を拡大しながら個別の学習支援や相談を行っている。また、校外には学校に登校できない児童生徒が学校生活への復帰や社会的自立ができるよう支援する適応指導教室フレンドあいあいを設置している。今後も、これらの取組をより充実させるとともに、学校の建替え、長寿命化・大規模改修を行い、安全安心に学校に通える学習環境を整えていく。タブレットの導入などICTの進展による学びの変化については、教員のICT機器の操作技能や知識の習得、それらを活用した授業力の向上など、教員の資質向上を図る必要がある。このような新たな学びに対応しつつ、これまで培ってきた、確かな学力を身につけ、学力向上を図る教育を推進していく。</p> <p>特別支援教育については、幼稚園や保育所など、就学前の施設に訪問し未就学時からの情報共有を行い、就学時において、子供や保護者にとって適正な場所で学べるよう、また、就学後においても発達段階に応じた支援をしなければならない。そのためには、支援する組織として設置している教育支援委員会について、より充実した運営を行う必要がある。入学後においては、特別支援教育に携わる教員の人材育成と専門性の向上である。特別支援に係る基礎的な知識の習得のための研修や、授業力向上のための研修を継続的に実施していくことで更に指導力を高めていかなければならない。また、特別支援は教育に加え福祉の観点も必要であり、こども部や健康福祉部との連携も重要である。今年度、教育及び福祉分野に関する専門性と経験を有する人材を配置したところであり、より市長事務部局との連携を強化していく。新たに取り組むべきものとしては、部活動の地域移行がある。このことは、人材確保を含め、地域との連携が重要である。一方、学校における働き方改革は喫緊の課題である。子供達に寄り添った教育を行うためにも、働き方改革を進め、教員が子供達と向き合う時間を確保する必要がある。これら学校での教育を行うためには、教員を適切に配置していくことは必要不可欠である。しかしながら、全国的に見ると教員不足の状況が見られており、千葉県教育委員会と連携して教員の確保に努めていく必要がある。その他にも取り組まなければならない課題も多く、教育委員会だけではなく、市長事務部局と連携をして業務に当たらなければならないもの、更には、県教育委員会とより密な連携を必要とするものが多々ある。現在、教育委員会は学校教育部、生涯学習部の二つの部があり、その下に、5つの課、公民館、図書館、総合教育センターなどの教育機関で構成されている。各所属においては、適宜、市長事務部局、県教育委員会と連絡調整を行いながら業務を推進しており、教育長指揮監督のもと、部長、次長、所属長それぞれが責任をもって、前述の課題に真摯に向き合い、全力をもって業務に当たっている。変化著しい教育環境や課題に対応していくためには、組織の再構築は常に考えていく必要があると認識している。今後の効率的・効果的な組織体制や職員の配置等について、これまでも行ってきたとおり、市長事務部局と協議していく。今後も、職員がその持てる力を存分に発揮し、系統立てて業務に当たる環境を整え、教育の基本目標である「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を実現していく。</p>			
R4/4	9	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	2	(1)		再質問1	<p>公民館事業の充実について 今後どのような方針と体制で取り組んでいくのか伺う。</p> <p>令和2年度にスタートした教育振興基本計画においては、生涯にわたる学びの推進を政策として掲げ、公民館や図書館等での学習機会の充実、芸術文化活動の振興に取り組んでいる。特に地域の学習拠点、地域コミュニティの維持などが、その役割として求められている公民館においては、「地域に根差す」「生活文化を高める」「地域連帯を強める」の3点における事業の充実を重点施策として位置づけている。各館は、これに基づき、毎年度の事業計画を立て、年代別や地域協働・文化活動等の領域ごとに課題を捉え、内容を検討し、創意工夫をこらした事業を展開している。令和5年度においても、SDGsの視点で安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の伝統・文化を継承する講座を企画し、実施するとともに、学習成果を活かす場の提供、地域における人材の育成、市民の文化・芸術活動の発表の場と文化・芸術を身近に親しめる機会の充実、施設環境の整備を図っていく予定である。市民が生涯にわたり、学び、心豊かな人生を送るためには、多様化する社会の変化に対応するための力を身に付ける必要があり、その力を育む場が公民館であると考え。教育委員会としては、直営の公民館と指定管理の公民館が互いに連携し、さらに切磋琢磨できるよう、利用者の声に常に耳を傾けながら、利用者の目線で指定管理者の監督・指導を行うとともに、関係者の具体的な活動を触発し、活発な事業展開が図れるよう、公民館運営審議会や社会教育委員の皆様からも御意見をいただきながら、しっかりと下支えしていく。今後も、より魅力的な学習の場として存在できるよう、地域に根差した公民館の運営に取り組んでいく。</p>	より魅力的な学習の場として存在できるよう、地域に根差した公民館の運営に取り組んでいく。	済	
R4/4	9	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	2	(1)		要望	<p>公民館事業は社会教育にとって非常に重要である。それを管理監督するためにも、公民館制度を良く知り、社会教育に長ける人材の配置について検討いただきたい。</p>	公民館制度を良く知り、社会教育に長ける人材の配置について検討する。	未	

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	10	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	3	(1)		再質問4	タブレット端末の持ち帰りの現状について伺う。 11月30日の教育委員会会議のタブレットアンケート資料によると、児童生徒が困っていることの中で「タブレットが重い」という回答の割合が高かった。 教育委員会として持ち帰りを行っている理由について伺いたい。	次世代を切り開く子供たちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や問題発見・解決能力等、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力を育成していくことが必要である。これらを育成していくためには、日常的にICT機器に触れる機会を増やし、積極的な活用を図ることが大切であると捉えている。タブレット端末の家庭への持ち帰りについては、令和3年3月12日に文部科学省より発出された「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な活用等について」の通知において、「端末を持ち帰り、自宅等での学習においてもICTを活用することは有効である」との考え方が示されている。本市でも、「新しい文房具」として導入したタブレット端末を活用する機会を増やすため原則家庭に持ち帰ることとしている。学校でも家庭でも日常的にタブレット端末の積極的な活用を図ることで、情報活用能力等の育成に大きな効果があると考えている。	-	-
R4/4	11	真船 和子	公明党	こども部	こども政策課	保育行政 について	1	(2)		本答弁	1.子育て支援について (2)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの状況と今後の取り組みについて	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/4	11	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		要望	見守り安心メールのシステムについて、設置やメンテナンスについては、業者負担となっているため、予算面でもシステムを全校に広げること検討可能であるとする。導入についての費用負担は受益者負担が原則でよいと考えるが、新1年生またはバス通学児童については、公費負担ということも想定しながら検討をお願いしたい。	-	システムの導入について、今後研究を進めていく。	未
R4/4	12	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	4	(1)		本答弁	4.市内小中学校におけるマスクの着脱について (1)登下校時の指導について	教育委員会では、国や県からの通知に基づき、5月から10月にかけて教回にわたり、運動時や屋外においては、季節を問わずマスク着用は原則不要であることや、屋内でも距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は必要ないことを、校長会議や文書を通じて各学校に周知している。熱中症が懸念される5月から7月には、特に運動時や登下校時において、マスクを外すよう指導することを依頼している。しかし、感染することへの心配やマスクを外すことへの抵抗感等から、マスクを外すことができない児童生徒が一定数おり、特に登下校時においてはほとんどの児童生徒がマスクを着用していることを把握している。教育委員会としては、個別の事情には適切に対応した上で、全体の判断目安としてマスクの着用を必要としない場面では教職員が具体的に指示するよう各学校に依頼している。また、「習志野市学校の新しい生活様式12月1日改訂版」においても、屋外では、季節を問わずマスクの着用は原則不要であることを明記している。大人も相当数が屋外でマスクを着用している現状を鑑みると、全員がマスクを外して登下校するに至るにはまだ時間を要するが、今後も、児童生徒の個々の事情を考慮しつつ、マスクが不要である場面においては適切に外すことができるように指導するとともに、地域の感染状況を鑑みながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図り、ポイントを絞った効果的・効率的な対策を講じていく。	今後も、児童生徒の個々の事情を考慮しつつ、マスクが不要である場面においては適切に外すことができるように指導するとともに、地域の感染状況を鑑みながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図り、ポイントを絞った効果的・効率的な対策を講じていく。	済
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			本答弁	4.体育館と特別教室にエアコンの設置を求める 特別教室は、児童・生徒・教員の健康管理などのため、エアコンの設置を求める。また、体育館は、避難所でもあるため国の「緊急防災・減災事業債」を活用してエアコンの設置を求める。	小・中学校のエアコンについては、令和元年7月に全ての普通教室へ設置した。その後、令和2月12日に、国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、エアコン設置について、小・中学校の特別教室へ令和5年度までに95%、体育館へ令和17年度までに95%と中長期目標を設定している。このことから、本市においては、現在、特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めているところである。	体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問1	特別教室へのエアコン設置のスケジュールについて伺う。	特別教室へのエアコン設置は、「習志野市第2次学校施設再生計画」における校舎の改築、長寿命化改修、大規模改修のいずれかの工事を行う際に、設置をする。また、改築及び長寿命化改修を行う際に、現在普通教室に設置されているリースエアコンを取り外し、他の学校の特別教室に移設する。このように、必要な特別教室への設置を進めていく予定である。	-	-
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問3	避難所のうち、まずは、面積の広い習志野高校と中学校7校の体育館に緊急防災・減災事業債を活用してエアコンを設置できないか。	教育委員会としては、現在、特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めているところである。体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済	
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			要望	緊急防災・減災事業債は期間が限られている。その後全額市担とならないか危惧している。特別教室との同時進行を要望する。	-	体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問4	【関連質問：日本共産党谷岡隆議員】 特別教室へのエアコン設置についての文部科学省の目標は令和5年度までに95%となっているが、習志野市はいつを目標に設置を進めていくのか。	特別教室へのエアコン設置は、「習志野市第2次学校施設再生計画」における校舎の改築、長寿命化改修、大規模改修のいずれかの工事を行う際に設置をする。国の95%の目標に向けて市としても取り組むが、この場でスケジュールや年度等については答弁が難しいので御理解いただきたい。	-	-
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4			再質問5	【関連質問：日本共産党谷岡隆議員】 予算編成は市長が行っていく。先日次期市長選挙に立候補することを表明した。2023年から2027年までの任期中に特別教室へのエアコン設置を100%やっていく気があるのか、公約として掲げるつもりがあるのか伺う。	【市長答弁】 確かに出馬表明をした。一方で通常の実務として来年度予算編成もある。しっかり並行して考えていく。	-	-

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			本答弁	5. 市立小中学校の第3子以降の給食費無償化の継続を求める 学校給食費の第3子以降無償化を2023年度以降も継続することを求める	学校給食費第3子以降無償化については、千葉県が無償化にかかる費用の2分の1を市町村へ補助することを表明したことを受け本市においても実施することとした。来年度については、千葉県が公表した「令和5年度当初予算各部局からの要求状況等について」において、関連予算について担当部局から予算要求されていることについては認識している。このようなことから、教育委員会としては、市長事務部局と協議していく。	令和5年度の学校給食費第3子以降無償化実施に向け市長事務部局と協議する。	済
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			再質問1	給食費全員無償化を求める	学校給食法においては、施設整備費や調理にかかる人件費などは学校設置者が負担することとされているが、食材にかかる費用は保護者が負担することとされている。本市において、学校給食費を第3子以降だけでなく全ての児童生徒を対象として無償化することとした場合、年間概算で約8億円の費用を公費で継続して賄うこととなり、限られた予算の中で、他に取り組む必要もあることから全ての児童生徒の学校給食費を無償化することは難しい状況にあるものと考えている。	国・県の動向を注視していく	済
R4/4	14	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			要望	共産党県議団から国に段階的に全員無償化に向け要望し、国の担当者からも前向きな答弁があった。共産党として全員無償化の実施を要望する。	-	国・県の動向を注視していく	済
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 防災対策について (3) 体育館などの避難所における施設整備について 避難所として使用する小中学校の体育館における洋式トイレなどの整備状況について伺う。	小学校、中学校の体育館については、避難所として指定されており、高齢者などからトイレの洋式化の要望が多数寄せられていたところである。このことから、大規模改修工事などにより順次設置を進め、令和2年8月末時点において、すべての学校に設置が完了した。	-	-
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(3)		再質問1	体育館の現状の冷暖房対策について	小・中学校の体育館には現在冷暖房機器は設置していない。小・中学校で体育館を利用する際は、夏場の体育の授業や集会などでは、スポットエアコンと大型送風機を使用している。冬場は、体育の授業では暖房対策を実施していないが、集会などを開催する際は、体育館に灯油ストーブ及びジェットヒーターを活用し対応している。	-	-
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教育問題について (1) メディア・リテラシー教育の展開について SNS等を対象とした市内の小中学校におけるメディア・リテラシーの現状について伺う。	「メディア・リテラシー」とは、新聞、ラジオ、インターネット等から得られる多くの情報を主体的に読み解く能力、活用する能力、情報を通じコミュニケーションする能力、この3つを構成要素とする、複合的な能力のことを意味している。この能力を高めるために、本市では、新聞を学習に活用するニュースペーパー・イン・エデュケーション、いわゆる、NIEに取り組んできた。具体的な活動としては、複数の新聞の記事を読み比べて表現や伝わり方の違いを考える、見出しや本文を工夫した新聞づくりをする、日々のコラムの趣旨を読み取る、等が挙げられる。また、適切な情報活用のために必要な読む力や書く力の育成も併せて行っている。近年は、インターネット等を利用し、メディアから多くの情報を収集、発信することが容易に行えるようになった。一方で、事件・事故に巻き込まれたり、無意識に他人を傷つけてしまったりするなど、トラブルに発展することもある。そこで、タブレット端末の基本的な操作能力の向上、トラブルの未然防止や対処法を学ぶ情報モラル教育を各小中学校で実施している。今後も学力の基礎・基本を身に付ける学習を積み重ねていく中で、児童生徒のメディア・リテラシーの向上を図っていく。	今後も学力の基礎・基本を身に付ける学習を積み重ねていく中で、児童生徒のメディア・リテラシーの向上を図っていく。	済
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	NIEについて、具体的な実践例を伺う。	新聞を学習に活用するNIEは、情報を比較して読むことができるようになる小学校高学年の段階から、年間指導計画に位置付けられている。例としては、小学校5年の国語「新聞を読もう」、中学校の公民「マスメディアと世論」などが挙げられる。これらの学習において複数の記事を読み比べるなどして、小学校では表現や伝わり方の違いを学び、中学校ではその違いを踏まえて情報を批判的に読み取る力を学んでいる。また、児童生徒は行事や学習のまめとして新聞の形式を用いることが多く、その際は実際の新聞の見出しや文章構成などを参考にして新聞づくりに取り組んでいる。なお、日本新聞協会は全国の小中高等学校をNIE実践指定校に認定し、4か月程度、新聞を提供して授業への活用を図る事業を行っている。本市においても、平成19年度から、小学校4校、中学校1校が指定を受け、今年度は津田沼小学校が取り組んでいるところである。	-	-
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		再質問2	情報モラル教育について、具体的な実践例を伺う。	小・中学校では、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するために、情報モラル教育を実施している。具体的な実践としては、小学1年生から中学3年生の道徳では、より良い人間関係を築く上で大切な正しい判断力や相手を思いやるルールやマナー等について、考え、議論する授業を実施している。また、小中学校における総合的な学習の時間や中学校の技術科において、トラブルの未然防止や対処法を学ぶ危険回避の理解、情報セキュリティの知識及び技能等について情報モラルに関する学習を行っている。その他にも、各学校においては、習志野市青少年センターが主催するインターネット適正利用啓発学習会や、千葉県が主催する青少年インターネット適正利用啓発講演、LINE等の企業や各種団体が主催する情報モラル教育についてのワークショップや講演会などを実施している。今後も、児童生徒が安全にインターネットやSNS等を利用できるように情報モラル教育の充実を図っていく。	今後も、児童生徒が安全にインターネットやSNS等を利用できるように情報モラル教育の充実を図っていく。	済
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	新聞づくりをした際には、読み合ったり批評し合ったりしているのか伺う。	新聞づくりをした際には、児童がお互いに読み合う活動などを行っている。最近ではタブレットで作品を見合い、コメントをし合うなどしている。	-	-

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2.教育問題について (2)歴史教育における郷土史について 市内の小中学校における歴史教育のカリキュラムに習志野市の郷土史がどの程度織り込まれているか伺う。	義務教育課程において、郷土について学ぶのは、主として小学校3年生・4年生の社会科学習である。自分達の居住する地域について学ぶために、本市では、副読本「わたしたちの習志野市」を3年生の全児童に配付している。この副読本を活用して、習志野市の街並みの変遷、旧鶴田家や藤崎堀込貝塚等の文化財について調べたり実際に見学したりする学習を通して「かわってきた人々の暮らし」について理解を深めている。また、「地域の古いものさがし」として伝統行事や地名にも触れる。4年生の社会科学においては、市の発展に尽くした先人の働きについて学習を行っている。この副読本は今年度からデジタル化しており、個々のタブレット端末からクラウド上でアクセスできる。その利点を活用すべく、巻末には、本市ホームページへのリンクを掲載し、児童が自ら検索して歴史や遺跡に関する情報に触れることで習志野の魅力を幅広く知り、学べるようにしている。教育委員会としては、小学校学習指導要領において、社会科学3年生、4年生の目標として掲げられている「地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う」ことを学校教育において達成するため、本市の歴史的、文化的資源を活用した郷土・習志野の学習を推進している。	-	-
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(2)		再質問1	一般の人に向けた郷土史を知る歴史講座について伺いたい。 どのように開催しているのか。	公民館、市民カレッジのカリキュラム、まちづくり出前講座等のメニューを用意し、開催している。令和4年度の開催事例は、実花公民館の地域歴史探訪講座では、「下総三山の七年祭」で各神社を巡った。菊田公民館では、「習志野市の天道念仏」の展示を行った。市民カレッジでは「津田沼地域の歴史探訪」として隠れた歴史を巡ったほか、飛行家「伊藤音次郎」の生涯を学んだ。このほか、「三人の人物で学ぶ谷津地区の歴史」、「習志野騎兵旅団と秋山好古」、「旧鶴田家住宅の見学」、「習志野市で発掘された埋蔵文化財について」の講座を開催した。谷津図書館、新習志野図書館、東習志野図書館の合同企画により、社会教育課文化財係の職員を講師として歴史講座「習志野市の歴史を深掘しよう!」を開催した。	引き続き公民館、市民カレッジのカリキュラム、まちづくり出前講座等のメニューを用意し、開催していく。	済
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(2)		再質問2	歴史史料について、現状どのように展示しているのか。 今後、どのように考えているのか。	文化財等の歴史史料の展示は、市庁舎1階展示コーナー、総合教育センター、さらに本年4月から本大久保の埋蔵文化財調査室でも行っている。本市は、郷土資料館及び博物館は設置していないが、既存施設を活用して、文化財や歴史史料の保存、展示に努めている。特に、市庁舎1階の展示コーナーでは、「習志野市ゆかりの品」として市民にご紹介している。他に図書館の指定管理者の提案により「習志野市立図書館デジタルアーカイブ 昔の写真で見る習志野の歴史」を公開している。今後も、既存施設やホームページを活用し、保存と展示に努めていく。なお、令和3年度末に改訂した「生涯学習施設改修整備計画」の改修整備方針では、埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、今後の施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図ることを位置付けており、中長期的にはこの実現を目指す。	今後も既存施設やホームページを活用し、保存と展示に努めていく。なお、令和3年度末に改訂した「生涯学習施設改修整備計画」の改修整備方針では、埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、今後の施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図ることを位置付けており、中長期的には、この実現を目指す。	済
R4/4	15	木村 孝浩	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(2)		再質問3	現在のデジタルアーカイブのように民具などの郷土史料についてもデジタル化し、一括してホームページに展示してはいいか。	「習志野市立図書館デジタルアーカイブ 昔の写真で見る習志野の歴史」は、多くの市民が関心を持っており、展示の手法としてデジタル空間を活用することは、大変有益であると考えている。現在、市ホームページ上で、ならしの文化情報サイト『文化のドア』を開設し、「習志野デジタル美術館」などとともに「習志野市の文化財」の頁を開設し、ドイツ捕虜関係資料や谷津貝塚の出土品等の市指定文化財及び千葉県指定文化財の一部を個別の頁を設け、紹介している。今後は、「デジタル郷土史料館」のようなものを想定し、郷土史料のデジタル展示の充実に向け、検討していく。	「デジタル郷土史料館」のようなものを想定し、郷土史料のデジタル展示の充実に向け、検討していく。	済
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2.いじめ問題について (1)いじめを解決する課題は何か?	いじめを解決するためには、学校が適切な初期対応を図ることが課題となっている。被害を受けたという相談があったときに相談を受けた学級担任等が単独でいじめの有無を判断することなく、複数職員による組織的な判断を徹底することが必要である。また、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境をつくることも課題である。個別の教育相談や保護者会等、直接会って話す機会をできる限り設定し、いじめが重篤化する前に情報を共有することが必要である。いじめ発生後の事実確認や指導経緯についても適宜保護者に報告することで、進捗状況を共有し当事者に寄り添った対応をすることが必要と認識している。	-	-
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	現状、学校から上がってこない限り、重大案件とならないのではないか?	学校は被害の大きさに関わらず、いじめを認知したものはすべて教育委員会に報告することになっており、実際に報告があがっている。多くの事案については、学校における初動においては児童生徒間の相互理解が図られているが、被害が大きいこと等が予想される事案については即時に状況報告を受けている。教育委員会はいじめ問題対策委員に情報提供し、その助言を学校に提供することをもち、まずは、学校において、学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する校内委員会を設置して行う調査を支援している。本市では重大事態に至らない事案も含めて、学校より早期に報告をうけ、学校・教育委員会・いじめ問題対策委員会が連携して対応をしている。重大事態の判断については、事案について報告を受ける中で、要件に相当するか判断している。調査については、学校が主体となる場合と教育委員会が主体となる場合がある。	-	-
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	教育委員会が重大事態と判断した件数は何件あるか。	重大事態については、児童生徒の生命等に被害が出たもの、または相当期間欠席を余儀なくされているもの等、により重大事態かを判断している。	-	-
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	いじめ問題対策委員会は片岡洋子さんをはじめとする、塚さん、麻生さん、前田さん、高橋さんの5名からなる委員会という認識でよいか	委員会の構成は、教育の学識経験者として片岡教授、法律の学識経験者として高橋弁護士、人権の学識経験者として麻生博子氏、心理の学識経験者として塚淑子氏、医療の学識経験者として前田医師の5名である。先ほど分りなくかかったが、重大事態は児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じている、または、相当な期間欠席を余儀なくされている疑いがあるときに調査をして、その状況がいじめによるものである場合は重大事態として判断している。疑いがある段階で調査をしている。	-	-

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	いじめ問題対策委員会の設置条例には、利害関係を有する者は委員に委嘱しないことが明記されていないが、適切に組織されているのか？	いじめ問題対策委員会については、設置条例に基づき教育機関の附属機関として設置されている。この委員会については、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に関する調査審議等することから、公平性・中立性が確保されるよう努める必要がある。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる」ということが示されている。このことから、本市の設置条例第15条において、「委員は自己の利害に関係する議案、議事に参与することができない」ということで、実際に調査の段階で利害関係にある場合は、その調査には赴かない。委員構成というよりは、仮に委員であっても利害関係にある場合はその調査には参与しない、という規定になっている。	-	-
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	直接の人間関係を有する者が調査にあたることは中立性を欠くと考えられる。主に調査に当たっているのは片岡さんと麻生さんであると認識しているがいかがか。	5名の委員全員が調査に当たるということではなく、委員の中からお願いしている。片岡委員長と心理師の先生が主に対応している。なお、先ほどの重大事態の判断については、学校と教育委員会で協議をし、学校が判断をしているということである。	-	-
R4/4	16	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問6	人間関係を有する者が対策委員にいる。制度自体を変えるか、これまでの案件全部を調査し直すかすべきだが、どう考えているか。	【教育長答弁】 いじめの問題は児童生徒が一番つらい思いをしている。そういう思いを何とかしてさせないようにすることが私たちの一番の目的である。それでもいじめが起きてしまっているからには解決しなくてはならない。解決の場が学校であるのか教育委員会であるのか、対策委員会であるのかという問題はありますが、児童生徒にとってはとにかく解決することが大切だと思っている。ご指摘いただいたことは我々としても考えていかなければならない。これまでの取組の中で課題があったということは認識している。対策委員会からも指摘を受けている。ただし、我々としては解決をするという観点でやっている。少なくとも隠蔽する、ふたをするといったことはない。いじめの問題は学校からだけでなく、保護者の方から直接教育委員会に訴えがあがってくることもある。我々がしっかりと対応しなければこの問題は解決しないという思いで、しっかりと取り組んでいる。しかしながら、この制度が始まってまだまだ改善する余地があるためしっかりと取り組んでいく。	この制度が始まってまだまだ改善する余地があるため、今後もしっかりと取り組んでいく。	済
R4/4	17	入沢 俊行	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			本答弁	4. (仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業に伴う鷺沼小学校や保育所の対応について 鷺沼小学校の移転が計画されているが、新設される小学校が適正規模を大幅に超えた大規模校にならないように、既存の鷺沼小学校を廃止しないで一定期間存続して教育環境を維持すること。また、保育所不足が生じないように地権者の責任で保育所を設けることを求めるがいかがか。	現在の鷺沼小学校は、一番古い校舎が昭和45年、体育館が昭和39年に建築されており、老朽化が進んでいることから「習志野市第2次学校施設再生計画」において、建替えが必要な学校として位置づけている。また、現在の敷地は狭隘であり、鷺沼小学校建替え用地として、(仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業地内に2万平方メートル程度を確保することについて市長事務部局へ依頼をした。現校舎を継続して利用していくことについては、校舎は大規模な改修を、体育館は建て替えをしなければ教育環境を維持することが困難になり、敷地が確保できた際には、現校舎の継続的な利用を行わず、鷺沼小学校を移転することとしている。また、区画整理事業地内に確保を依頼している2万平方メートルの広さは、現在の鷺沼小学校の約1.5倍になるとともに、更地であることから大きな制限がなく学校として機能的な校舎配置などの設計ができる。多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、放課後児童会や体育館、その他必要な諸室について十分確保し、適切な教育環境を整える。	-	-
R4/4	17	入沢 俊行	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問2	奏の社の計画人口と(仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業での計画人口はさほど変わらない。鷺沼小学校を移転すると、谷津小より大規模となり、児童を預かりきれず、別の学区へバス通学で通わせることになってしまうのではないか。	鷺沼小学校移転用地は約2万平方メートルの敷地の確保を市長事務部局へ依頼している。この敷地は、学校を建設するには十分な広さであり、現在の鷺沼小学校に通学している児童、並びに区画整理事業地内に居住する児童について在籍できるだけの教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、体育館、その他必要な諸室について十分確保できると考えている。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 教育行政について (1) 育英資金(高校生)について	習志野市育英資金制度は、本市独自の制度であり高校生等に給与するもので、学習意欲や資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学困難者に対し、修学に必要な資金を給与し、教育の機会均等に寄与することならびに、将来、習志野市や社会に貢献できる人材を育成していくことを目的としている。この育英資金を給与することにより、品行方正、及び学業成績優良で支援が必要な家庭環境に置かれている生徒が、現在の勉学や将来の進学を断念してしまうことがないよう学習塾費や参考書代に育英資金を充てることで、その資質を伸ばす一助とする。受給者の選考においては、書類選考及び作文、面接を行う。書類については、中学校から、申請者の学業成績証明書や人物調査等を提出してもらう。作文、面接については、申請の動機や将来の希望、高校生活で頑張りたいこと、勉学に対する意欲などについて本人の意志を確認している。これらの選考により受給者を決定する。また、所得基準については、県の奨学生の推薦基準に準じたものである。今後も人物優秀な生徒に対し、必要な支援を行い、人材育成に寄与していく。	今後も人物優秀な生徒に対し、必要な支援を行い、人材育成に寄与していく。	済
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問1	受給者上限を20名としている制限を設けた理由は何か。	受給者の数については、新高校1年生の申請者数の5年間平均が7名程度となっていることから、3学年分の合計値として、20名の申請を想定している。実際に、過去5年の全学年の申請者については、20名弱で推移している。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問2	過去5年の申請者数は全部で何人で、受給者数と非受給者数は何人か。	平成30年度の申請者数は18名、令和元年度の申請者数は19名、令和2年度の申請者数は16名、令和3年度の申請者数は20名、令和4年度の申請者数は20名である。それぞれ、申請者全員が基準を満たしていたため全員を受給の対象としている。	-	-

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問3	育英資金の所得基準が、県の奨学生の基準に準じたものとなるが、その内容について、また、就学援助の準要保護の基準とどう違うのか。	育英資金の所得基準については、保護者の収入から、給与所得控除額及び特別控除額を差し引いた額が、世帯人員数に応じて、制度上定められている収入基準額を下回れば、選考の対象となる。給与所得控除額は、給与所得に応じて控除されるものである。特別控除額は、母子・父子世帯による控除や、兄弟、姉妹関係が在籍する学校の種別によって異なる控除額が定められている。また、高校、大学については、公立、私立などによっても細かく控除額が定められている。一方、就学援助は、生活保護基準の1.3倍を基準とし、世帯人員数に加え、年齢も考慮し、世帯ごとに所得基準額を算定している。保護者の所得合計が、算定した所得基準額を下回れば、就学援助の対象となる。どちらの制度も、基準となる額が決まっています、計算した結果その額を下回った場合に対象となる。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問4	千葉県所得基準は年収270万円未満の世帯が対象になっている。習志野市もこれに準じて行っているということか。この額は大変低いと考えられるので、もっと所得金額を上げて申請者の数を増やしていくべきだと考える。習志野市民の平均所得金額が372万円である。所得基準額を100万円上げて370万円に変更していただきたい。	10月に議員から資料要求があった中で、就学援助と育英資金の基準について提出した中にあるように、家族構成によって大きく異なる。母子世帯で公立高校2年生、公立中学校1年生の場合、育英資金では収入ベースでいうと、600万円でも対象になる。その点については改めて、説明する。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問5	成績評定3.8以上となっているが、どの時点で判断するのか。	高校1年生が申請する際の成績基準は、中学3年の成績となる。高校2年生が申請する際は、中学3年の成績もしくは高校1年の成績となる。同様に、高校3年生が申請する際は、中学3年の成績、もしくは高校1年の成績、または、高校2年の成績となる。つまり、中学3年の時に基準を満たしていれば、高校在学中に申請することが可能であり、中学3年の時に基準を満たしていなくても、高校入学後に基準を満たせば申請することが可能である。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問6	評定基準を下げることで、所得の基準の制限を緩和すること、受給者20名の制限の撤廃をすること、これら3つの要望をしたが見解はどうか。	本市育英資金制度については、学業成績優良な高校生が、経済的な面で修学に支障が出ないよう、その支えとするものである。多くの自治体を実施している貸付型ではなく、完全給付型によるものである。このため一定程度の、評定基準及び所得の基準は、必要であると認識している。このようなことから、現行の基準について見直す予定はない。20名以上の、基準を満たす申請があった場合、大きく数を上回る場合は難しいが、多少の人数が超える場合には、予算の中で柔軟に対応する。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問7	部長が柔軟に対応して多少なりとも枠を広げていきたいという前向きな答弁であったが、教育長、間違いはないか。	【教育長答弁】 部長の答弁のとおりである。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		本答弁	1. 教育行政について (2) 就学援助制度について	就学援助制度は、経済的な理由により、就学が困難な市立小学校または中学校の児童・生徒に対し、学用品費等の補助を行うものである。本市の就学援助の所得基準額については、生活保護基準の1.3倍を基準として世帯員の人数や年齢をもとに世帯ごとに算定している。援助内容は、定額支給の学用品費・通学用品費、実費支給の学校給食費・修学旅行費・校外活動費などがあり、このうち定額支給の学用品費などについては、これまで単価の引き上げを行っている。また新入学児童生徒学用品費については、入学前に支給しており、制度の利便性の向上を図っている。加えて令和4年度から、オンライン学習通信費を援助内容に加えたり、就学援助以外にも高校入学時にかかる費用の一部を支援する入学資金給付事業を実施しており、幅広い支援を行っているところである。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(3)		本答弁	1. 教育行政について (3) 高校授業料無償化の所得制限について	高等学校の授業料については、原則、有償であるが、国の支援制度である、「高等学校等就学支援金制度」に該当する場合は、授業料の負担がなくなり、実質、無償化となる。本制度には所得制限があり、国が示す基準例で言うと、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合、年収目安約910万円以上の方は、対象とならない。なお、本制度は本市が設置している市立習志野高等学校にも適用されるもので令和4年9月末現在で、約7割の生徒が利用をしている。	-	-
R4/4	19	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(4)		本答弁	1. 教育行政について (4) 体育館のエアコン設置について	小・中学校のエアコンについては、令和元年7月に全ての普通教室へ設置した。その後、令和2月12日に、国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、エアコン設置について、小・中学校の特別教室へ令和5年度までに95%、体育館へ令和17年度までに95%と中長期目標を設定している。このことから、本市においては、現在、特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めているところである。	体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済

【教育委員会】令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1			本答弁	1.長期化しているコロナ禍における、子どもたちのマスク着用や黙食などについて 教育委員会では、国や県からの通知に基づき、5月から10月にかけて、教回にわたり、運動時や屋外においては、季節を問わずマスク着用は原則不要であることや、屋内でも距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は必要ないことを、校長会議や文書を通じて各学校に周知している。また、学習や学校行事等について、基本的な感染症対策を講じた上で、できる限り従前の活動に戻し、通常の学習、行事を実施することとしている。給食については、令和4年4月20日版「習志野市学校の新しい生活様式」において、「黙食を徹底したうえで、各学校の実態に応じて、対面実施を可能とする」と示した。このことについて、5月30日に、県知事による市内小学校の給食の様子視察があったように、県内でも給食の対面実施を認める自治体はまだほとんどなかった時期に、給食でのコロナ対策の緩和に取り組んだところである。また、令和4年12月1日版において、「一定の距離を保った上で、対面での座席配置も可とする。ただし大声での会話は避ける」とし、「黙食の徹底」という文言を廃止している。今後も、児童生徒の個々の事情を考慮しつつ、マスクが不要である場面においては適切に外すことができるように指導するとともに、地域の感染状況を鑑みながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図り、ポイントを絞った効果的・効率的な対策を講じていく。	今後も、児童生徒の個々の事情を考慮しつつ、マスクが不要である場面においては適切に外すことができるように指導するとともに、地域の感染状況を鑑みながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図り、ポイントを絞った効果的・効率的な対策を講じていく。	済	
R4/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1			再質問1	国や県からの通知に基づき、段階的な制限の緩和について、本年度に二度にわたり、市内小・中・高等学校に通知している。この制限の緩和により、現在では、屋外だけではなく、屋内においても、活動内容や状況に応じてマスクを外すことができるとしている。しかし、個別の事情や個人の考えにより、マスクを外すことができない児童生徒がいることも事実である。教育委員会としては、ポイントを絞って効果的・効率的に感染症対策を実施することで、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図っている。	国や県からの通知に基づき、段階的な制限の緩和について、本年度に二度にわたり、市内小・中・高等学校に通知している。この制限の緩和により、現在では、屋外だけではなく、屋内においても、活動内容や状況に応じてマスクを外すことができるとしている。しかし、個別の事情や個人の考えにより、マスクを外すことができない児童生徒がいることも事実である。教育委員会としては、ポイントを絞って効果的・効率的に感染症対策を実施することで、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図っている。	-	-
R4/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1			再質問2	活動の内容や状況によって、マスクの着脱を教職員や子ども自身が判断することが尊重されているのか、実際の学校現場でどのように取り組まれているのか伺う。 教育委員会としては、マスクの着脱について、教職員は、その活動内容や状況に応じて適切に判断することとしている。児童生徒に対しては、発達段階に応じて、自分で判断するよう促したり、教職員が具体的に声掛けをしたりすることとしている。その際、個別の事情や個人の考えを尊重し、強制することのないよう、適切に対応することを各学校に指導している。学校現場での取組としては、登下校時や屋外での活動時はマスクの着用が原則必要ないということを、教職員が具体的に指示しており、実際に運動会・体育祭や陸上記録会等の行事では、多くの児童生徒がマスクを外して活動している。	活動の内容や状況によって、マスクの着脱を教職員や子ども自身が判断することが尊重されているのか、実際の学校現場でどのように取り組まれているのか伺う。 教育委員会としては、マスクの着脱について、教職員は、その活動内容や状況に応じて適切に判断することとしている。児童生徒に対しては、発達段階に応じて、自分で判断するよう促したり、教職員が具体的に声掛けをしたりすることとしている。その際、個別の事情や個人の考えを尊重し、強制することのないよう、適切に対応することを各学校に指導している。学校現場での取組としては、登下校時や屋外での活動時はマスクの着用が原則必要ないということを、教職員が具体的に指示しており、実際に運動会・体育祭や陸上記録会等の行事では、多くの児童生徒がマスクを外して活動している。	-	-
R4/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1			再質問3	登下校時や屋外での活動時は、マスクの着用が原則必要ないということを教職員から声を掛けていたことだが、マスクを外していることによって、他の児童生徒、保護者や地域住民から注意されることが危惧される。国のガイドライン等に沿った適切な周知が必要だと感じるがどのように周知していくか伺う。 マスクの着用が原則必要ない場面については、教職員から児童生徒にその都度、声掛けや指導を行うとともに、マスクを外したい児童生徒がマスクが不要な場面において、適切に外せよう、教職員から児童生徒に指導することを通知している。また、保護者に対しては、文書や学校ホームページ等にて周知している。	登下校時や屋外での活動時は、マスクの着用が原則必要ないということを教職員から声を掛けていたことだが、マスクを外していることによって、他の児童生徒、保護者や地域住民から注意されることが危惧される。国のガイドライン等に沿った適切な周知が必要だと感じるがどのように周知していくか伺う。 マスクの着用が原則必要ない場面については、教職員から児童生徒にその都度、声掛けや指導を行うとともに、マスクを外したい児童生徒がマスクが不要な場面において、適切に外せよう、教職員から児童生徒に指導することを通知している。また、保護者に対しては、文書や学校ホームページ等にて周知している。	-	-
R4/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1			再質問6	福岡市や名古屋市の感染症対策の緩和の取り組みや石狩市のマスクの着脱に関する掲示物の作成など、様々な取組が行われている。習志野市では、今後、具体的にどのように取り組んでいくのか伺う。 教育委員会としては、厚生労働省が作成したリーフレットの周知を行う等、場面ごとのマスクの着脱に関する考え方を児童生徒にわかりやすく掲示できるように各学校に示している。加えて、「学校の新しい生活様式」を国や県の指針に合わせて改訂し、感染症対策の緩和やマスクの適切な着脱、換気方法等について示している。マスクの着脱については、原則的な考えを周知するとともに、個別の事情及び個人の考え方が互いに尊重されるように、今後も各学校に指導し、取り組んでいく。	福岡市や名古屋市の感染症対策の緩和の取り組みや石狩市のマスクの着脱に関する掲示物の作成など、様々な取組が行われている。習志野市では、今後、具体的にどのように取り組んでいくのか伺う。 教育委員会としては、厚生労働省が作成したリーフレットの周知を行う等、場面ごとのマスクの着脱に関する考え方を児童生徒にわかりやすく掲示できるように各学校に示している。加えて、「学校の新しい生活様式」を国や県の指針に合わせて改訂し、感染症対策の緩和やマスクの適切な着脱、換気方法等について示している。マスクの着脱については、原則的な考えを周知するとともに、個別の事情及び個人の考え方が互いに尊重されるように、今後も各学校に指導し、取り組んでいく。	マスクの着脱については、原則的な考えを周知するとともに、個別の事情及び個人の考え方が互いに尊重されるように、今後も各学校に指導し、取り組んでいく。	済

令和4年習志野市議会第4回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
請願	学校教育部	学校教育課 指導課	<p>受理番号第111号</p> <p>子どもの「マスク着用の必要のない場面」の徹底、黙食の緩和を求める請願</p> <p>【請願項目】</p> <p>1. マスク着用による感染予防の科学的検証と、身体的、精神的ストレスやコミュニケーションの弊害を考慮した上で、厚生労働省の定めている「マスク着用の必要のない場面」において子どもがマスクをはずす指導が徹底されるよう、国に求めてください。</p> <p>2. 「マスク着用の必要のない場面」において子どもがマスクの着用をしないことで、差別や圧力が生じることのないよう周知、徹底をするよう国に求めてください。</p> <p>3. 教育・保育現場において続けられている給食時の「黙食」を、福岡市教育委員会や名古屋市教育委員会などの例に倣い、現場での緩和が徹底されるよう、国に求めてください。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。</p> <p>【請願内容】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから、3年が経とうとしています。海外では規制撤廃・緩和し、マスク着用なしの日常を取り戻している一方で、日本は世界標準に取り残され、特に厳しい感染対策を求められているのが、子どもたちです。教育・保育現場における感染対策では、常にマスクの着用、手洗い・消毒、密にならない活動、給食の黙食などが推奨され続けています。今夏は熱中症予防の観点で、登下校や運動時のマスクを外すことが推奨されましたが、多くの子どもたちが習慣化したマスクを外せずにいる状況が見られました。</p> <p>「マスクを外してもよい状況で外せない」という子どもたちの心理は、大人が植え付けた義務感や、同調圧力からきています。また保護者も周囲の様子を窺い、適切な判断をしづらい状況にあります。大人の社会では複数人での会食時や、GOTOトラベルが再開するなど基準を緩め、対応を変えています。なぜ子どもの置かれる環境は、更新されないのでしょうか。</p> <p>教育・保育現場で長期化するマスク着用による「慢性的な酸素不足による脳や身体への影響」、「免疫力の低下」、「コミュニケーション障害」など、子どもたちの状況は深刻です。マスク着用ができない、したくない子どもは、叱責</p>	<p>本市教育委員会では、国や県からの通知に基づき、本年5月から10月にかけて、数回にわたり、運動時や屋外においては、季節を問わず、マスク着用は原則不要であることや、屋内でも距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合には、マスクの着用は必要ないことを、校長会や文書を通じて、各学校に周知している。</p> <p>また、マスク着用が難しいケースにおいては、可能な範囲で個別に対応することも、「習志野市学校の新しい生活様式」により、各学校に周知している。</p> <p>学校給食については、令和4年11月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、11月29日付けで文部科学省が通知を発出し、それを受け、11月30日付けで千葉県教育庁教育振興部保健体育課長からの通知があった。その中で、給食や昼食時の黙食の見直しの推進について明記されている。</p> <p>本市においても、「習志野市学校の新しい生活様式」令和4年12月1日版において、「一定の距離を保った上で、対面での座席配置も可とする。ただし大声での会話は避ける」とし、「黙食の徹底」という文言を廃止した。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[質問1] 市立の幼稚園・保育所・こども園でのマスク着用の現状はどのようなものか伺う。</p> <p>[質問2] 国からの提言やその概要は教育現場にしっかりと伝わっているのかを改めて確認したい。</p> <p>[質問3] 子どもの教育現場の中で圧力的なものがあったのか。</p> <p>[要望1] 紙面だけでの徹底ではなく、心の中で支えてあげることがこのご時世では大事だと思っている。臨機応変な対応ができる職員への指導をしていただくことを要望する。子どもの心はナイーブなので様々な子どもがいることを認識した上で対応をお願いしたい。</p> <p>[質問4] 請願趣旨に「慢性的な酸素不足による脳や身体への影響」、「免疫力の低下」、「コミュニケーション障害」と書かれているが、これらについてデータがあるのか、また意見を伺う。</p> <p>[質問5] マスクを着用できない、したくない子どもが叱責されたり差別されたりした後に、学校に行かないという選択をしている事例はあるのか。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[答弁1] 2歳児未満の子どもについては、マスクの着用を勧めていない。3歳児以上の子どもについては、マスクを推奨としていたが、小中学校と同じように12月1日版新しい生活スタイルの配信により、マスクの着用を一律に求めないとしている。また、今までも校外活動においては、必ずマスクを外して活動するように周知している。給食等について、食事の場面においても、パーテーションを利用した中で、マスクを外して同じ机の友達と会話を楽しみながら食事ができるようにと指導しているところである。</p> <p>[答弁2] 国からの新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について、11月29日に通知が出ている。それを受け、11月30日に県からの通知、この中で、制限の緩和、黙食の文言の撤廃等について具体的に書かれている中で、本市としても12月1日付けのところで、黙食の文言について撤廃している。市としては、国・県の通知に基づいた対応を行っている。</p> <p>[答弁3] マスクについての要望ということで、マスクを外して生活させてほしい、また逆にマスクを着けて生活させてほしいというような、それぞれの申出が学校や教育委員会に入っていることは事実である。その中で、他の子どもからマスクを着けろと言われたと申出る家庭もある。それぞれの意見がある中で個別の事情や個人の考えによりマスクを外せない子もいる中ではあるが、緩和の方向性が出ているので、ポイントを絞った効果的・効率的な感染症対策を実施した上で、感染拡大防止と教育活動の両立を図っていきたくと考えている。</p> <p>[答弁4] 「慢性的な酸素不足による脳や身体への影響」、「免疫力の低下」についての具体的なデータは言えないが、「コミュニケーション障害」にあたるかはわからないが、マスクで顔を覆っていることでなかなか意思の疎通がはかりにくいことに関しては、感じているところがある。学校現場においても感じているところはある。そうしたことから、学校でも制限緩和に伴って、学校行事や日々の生活の中でコミュニケーションをうまく取れるような機会を増やしていこうとしているところである。マスクをしていることで、コミュニケーションに関して影響が少なからずあることは承知している。</p> <p>[答弁5] 教育委員会からは、学校現場において差別などをしないように教職員用に令和3年度9月、今年度5月17日付けで文書を出している。学校の教員はどちらの考えもあることを承知して指導にあたっている。子どもたちも様々な事情があることは、ある程度の年齢になった子どもたちはおそらく理解できると考えている。ただ、教育委員会に入っている電話や相談は最近少なくなっているが、学校から聞くと、子ども同士のやり取りの中で、自分の家ではマスクを着けないといけない。〇〇ちゃんは着けなくて良いの？ということや、その逆もある。これは、私見にもなるが、幼い子どもたちは親の言いつけ、家庭で言われていることを一生懸命守ろうとするところがあるので、</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>可否同数 (委員長裁決)</p> <p>採択</p>

令和4年習志野市議会第4回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
			<p>されたり差別されたりすることで、学校に行かないという選択をしています。本来任意であるマスクの着用が「実質強制」とも言える状態は、子どもの意見表明や、差別の禁止を定めた「子どもの権利条約」を無視しているのではないかと考えます。また厚生労働省によると、児童虐待や小中高生の自殺者が増加しており、感染症対策よりも重要な課題であると感じます。</p> <p>千葉県内では令和4年10月に各学校から、段階的な規制緩和についての通知がありました。しかしながら判断目安を「教職員が具体的に指示します」とあり、「マスク着用を必要としないことを推奨します」とされている場面でも、変わらずマスク着用をしております。これでは子どもが主体的に判断することを奪っていると感じます。また、対面での黙食の実施を検討とありますが、実際は変わっていないだけでなく、文部科学省や厚生労働省は「黙食」ということ自体、求めてはいません。福岡市教育委員会の例によると、2022年6月13日、給食時に「大声でなければ会話は可能」とする方針のもと、友達と楽しく食事をする「食育」の観点から「黙食」を見直しています。市内の警固小学校では約半年経過した現在において感染状況に変化はなく、楽しく会話ができるようになった子どもたちの変化を実感しています。また名古屋市教育委員会の例によると、2022年11月1日、給食時の「会話を控える」という内容から「大声での会話を控えよう」に変更されました。実際に市内の名城小学校では会話をしながら楽しく給食を食べるようになっていきます。このような対応が、全国で行われることを期待しております。</p> <p>よってコロナ禍におけるマスク着用の弊害から、教育・保育現場での子どもたちの健全な成長と学びの場を守るため、早急に「子どもの感染症対策の見直し」を全国一律に徹底されるよう国に求めます。参考までに千葉県内で行った「コロナ禍における子どもの健康についてのアンケート」の回答結果を添付いたします。</p>		<p>[質問6]12月時点で、学校の教室の中で黙食の状況はどのようになっているのか。</p> <p>[質問7]グラウンドで体育の授業を行っている時は、先生たちや子どもたちはマスクを外して実施しているのか。</p> <p>[質問8]確認しているということは、本当にマスクを外して行っているということで良いのか。</p> <p>[質問9]請願の項目3を見ると、福岡市教育委員会や名古屋市教育委員会等の例に倣いと載っているが、習志野市では同様の取り組みを行っているのか。</p> <p>[質問10]マスクを外したら、どういう反応が周りからあったか、いじめや差別などは生じなかったのかを調査したことはあるのか。</p> <p>[質問11]文書や口頭でマスクを外して良いよと言った結果、どれくらいの子たちがマスクを外せるようになっていたのか現状を把握することは行っていないのか。</p> <p>[質問12]マスクによるいじめ不安等を無くすには積極的な取り組みが必要になる。今後どのような取り組みをしていくことを考えているのか。</p> <p>[要望2]マスクを外して良い場面を保護者・地域の方々に理解してもらうために、街づくり会議や学校運営協議会等の地域の方々と接するところで、マスクを外して良い場面を示し、先生方がお手本を示す形で地域の方々・保護者に伝えてほしい。</p>	<p>差別をするということではなく、自分の規範の中で先ほど言ったような発言があることは承知している。もう一つは感染が怖くて欠席が長期化してしまう場合もあることも教育委員会では承知している。</p> <p>[答弁6]12月に入ってから黙食・給食の現状については、各学校の感染状況にもよるので、すべての学校というわけではないが、対面で給食を実施している学校もある。12月中旬に調査をかけた中では、現在対面給食を実施している学校は3校ある。また、現在は実施していないが4月以降一時期実施していた学校もある。ただ、現在の状況で対面式から元に戻している学校もある。</p> <p>[答弁7]体育の授業の中で、呼気があがるような活動を行う場面においては、マスクを外すように勧める声かけを行っていることは確認している。</p> <p>[答弁8]体育の時間にすべてマスクを外しているかと言うとそうではない。集まってお互いに気持ちを話すなどヒアリングの場面ではマスクを着用するが、一人で走ったりするマラソンなど呼気があがる活動をする場面においては、マスクを外すような声かけをしましょうと通知している。マスクについては、適切に着脱するような声かけをしているところである。</p> <p>[答弁9]福岡市・名古屋市について、例に倣いということを確認したところ、早くから黙食・給食の喫食について緩和に取り組んでいた。福岡市の教育委員会の活動を調べようとネットニュースを見てみると、習志野市の秋津小学校がそれよりも前に対面給食を実施しているという記事が佐賀新聞に載っていた。習志野市でも、早くから対面での給食については認めていく形の生活様式を出していたので、実際に実践していた学校が佐賀新聞の記事に出ていた。習志野市を基に福岡市も実践しているという記事だったので、具体的に福岡市に倣ったことではない。本市でも早くから対面給食には取り組んでいた。</p> <p>[答弁10]マスクにおいてのいじめに関しては、特に調査は行っていない。</p> <p>[答弁11]そのような調査は行っていない。</p> <p>[答弁12]マスク着脱については、議員が述べたように登下校時に外に出ると、マスクを外しても良いよと言われながらも、マスクを着けて帰る子どもも多いことに関しては同様の感想をもっている。マスクを外して良いということは、引き続き声をかけながらも、ただ街を歩く大人も含めてマスクを外せない世の中になってきているので、子どもだけがマスクを外すことは今現在は難しいところがあると正直感じている。やはり、学校活動の中でマスクを外した方が良い場面、活動の中で呼気があがる、暑さを感じる真夏、身体的距離が確保できる場面では、積極的に声をかけていくことが必要なので、積極的な声かけができるような手立てを今後更に行っていきたい。</p>	

令和4年習志野市議会第4回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>【定例会総括審議】 【賛成討論】 2020年6月議会の一般質問で、過敏症や皮膚の疾患によりマスクを1日中着用することが辛い子どもの困難を指摘した。マスクでは息苦しさや熱中症などが心配という保護者の声を紹介した。マスク着用の必要のない場面においては、子どもたち、特に過敏症や皮膚疾患などで辛い思いをしている子どもが、周囲の目を気にすることなくマスクを外せるようにすることが必要である。この点で、請願項目2「「マスク着用の必要のない場面」において子どもがマスクの着用をしないことで、差別や圧力が生じることのないよう周知、徹底をするよう国に求めてください。」の願いはとても重要だと考える。学校におけるマスク着用の必要のない場面の周知や指導は十分ではないと感じている。 以上のことから、本請願に賛成する。</p>	<p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 賛成少数 不採択</p>

報告事項(2)

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月18日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について

学校教育部学校教育課

1 はじめに

教職員による児童生徒に対する性暴力等により、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、その心身に対して重大な悪影響を及ぼすことは、決してあってはならないことである。しかしながら、全国的に児童生徒への性暴力等に当たる行為により、懲戒処分を受ける教職員が後を絶たない。

この性暴力等から児童生徒を守るために、早期発見及び適切な対応ができる体制を整えることが必要不可欠である。

そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定）を基に、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の対応等について以下のとおり示す。

2 性暴力等の定義

児童生徒への性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行。以下「法」という。）において以下のように定義されている。

- (1) 児童生徒等に性交等を行うこと又はさせること
- (2) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又はさせること
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等を行うこと
- (4) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせる以下の行為
 - ①衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位、その他の身体の一部に触れること
 - ②通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- (5) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行うこと

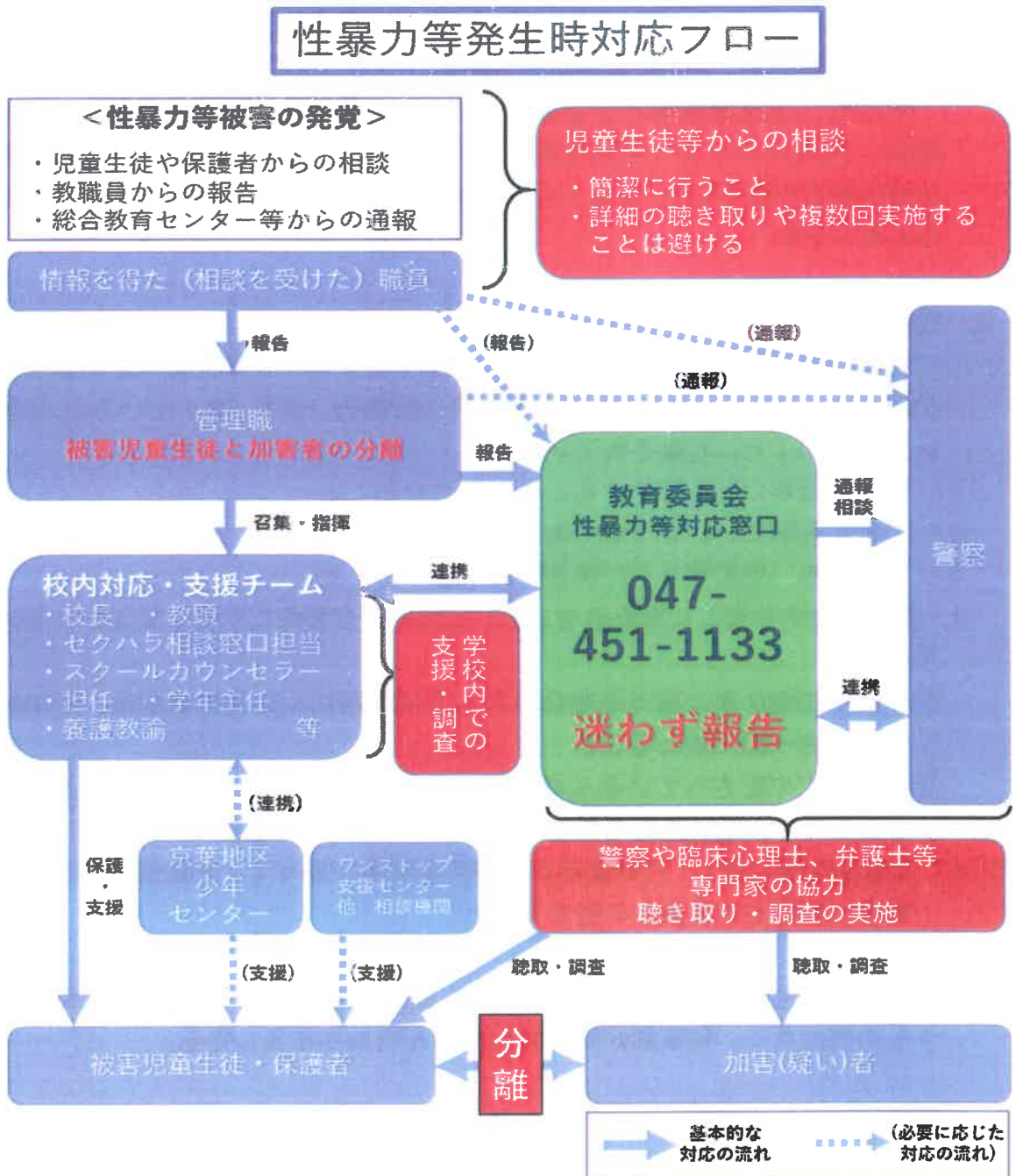
これらの性暴力等については、児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無を問うものではなく、刑事罰が科されなかった行為も該当し得る。

3 性暴力等発生（疑いを含む）時の対応フロー

性暴力等が発生（発覚）した際は、下記「対応フロー」を参照し、可能な限り迅速に対応する。

対応フロー中、実線で示しているのが、基本的な対応の流れとなり、性暴力等発生（疑いを含む）を確認した場合、速やかに管理職から教育委員会性暴力等対応窓口（以下「性暴力等対応窓口」という。）に報告を行うこととする。

しかしながら、緊急性が高い場合や、対象となった被害児童生徒や加害者が誰なのかにより、破線のように、報告や通報順が前後する場合もあり得るため、状況に応じて柔軟な対応を行う必要がある。



4 性暴力等の被害発生時の対応について

(1) 性暴力等の被害(疑いを含む)発覚

- ・被害児童生徒が安心して話せる場所、環境で聴くようにして、原則として複数の教職員で対応する。
- ・聴き取りの内容としては、「誰に何をされたか」を基本とし、児童生徒の負担を軽減するために、詳細を聴き取ることはできるだけ避ける。(状況により、司法面接的手法による聴き取りを実施する可能性あり)
- ・傷ついている気持ちに寄り添って、基本的には聞き役に徹する。

(2) 相談を受けた職員

- ・原則として、相談内容を速やかに管理職に報告する。(法第18条第1項) 加えて、児童生徒から相談を受けた日時やその内容について記録に残す。
- ・緊急性や事件性の高い場合や管理職が関係する場合などについては、直接警察への通報や、性暴力等対応窓口への報告を行うことも考えられる。(法第18条第2項、第3項)

※事実の確認ができていなくても疑いの時点で迅速に対応する。

(3) 管理職

- ・報告を受けた管理職は、速やかに性暴力対応窓口へ報告する。(法第18条第4項)
- ・被害児童生徒と加害者を分離し、当該児童生徒を保護する。(法第18条第6項)
- ・「校内対応・支援チーム」を設置・召集し、児童生徒及び保護者の支援と学校内での調査を実施する。
- ・保護者への連絡、情報共有を行う。
- ・京葉地区少年センター等、他機関との連携を行い、被害児童生徒及び保護者に対する支援を行う。(法第20条第1項、第2項)

(4) 校内対応・支援チーム

①設置・召集

原則として校長(管理職)が設置・召集し、性暴力等被害を受けた児童生徒の保護・支援と学校内での調査及び関係機関との連絡・調整等を行う。

②構成メンバー

チームの構成メンバーは、被害児童と加害者が誰であるか等、状況に応じて設定する。

(構成メンバー例)

- ・校長 ・教頭 ・セクハラ相談窓口担当 ・スクールカウンセラー
- ・担任 ・学年主任 ・養護教諭 ・生徒指導担当 等

③役割

ア 児童生徒及び保護者の保護・支援

- ・被害児童生徒と加害者の分離
- ・被害児童生徒や保護者の心理面のケアや学校生活の保障等
- ・被害児童生徒以外の児童生徒や保護者への説明や心理面のケア等

イ 学校内での調査

- ・教育委員会性暴力等対応チームと連携し、必要な情報を収集し、事実確認の調査を行う。
- ・警察や教育委員会の捜査や調査への協力をを行う。

ウ 関係機関との連携

- ・教育委員会性暴力対応窓口との連携
- ・警察（京葉地区少年センター）や弁護士、臨床心理士等、専門家との連携
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携、児童生徒本人や保護者への紹介

（５）教育委員会

①事実関係の確認・調査

- ・被害児童生徒や加害者への聴き取りを行うなどして、事実確認に必要な調査を行う。その際、児童生徒の負担を軽減する観点から聴取方法や時期、回数について留意が必要であり、調査を実施する際には、早期から警察とも連携し、弁護士、臨床心理士等専門家の協力を得つつ、慎重に実施する。（法第19条第1項、第2項）

②被害児童生徒・保護者の保護・支援

- ・スクールカウンセラーや臨床心理士、警察OB等、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校と連携して被害児童生徒の保護及び支援、並びにその保護者に対する支援を継続的に行う。
（法第20条第1項）

③学校への支援・教職員のケア

- ・児童生徒に対する支援・ケアに加え、学校の教育活動が円滑に継続していけるよう、学校への支援及び教職員のメンタルケアについて必要な措置を講ずる。

教職員による児童生徒への 性暴力等発生時の対応について

学校教育課

1 はじめに

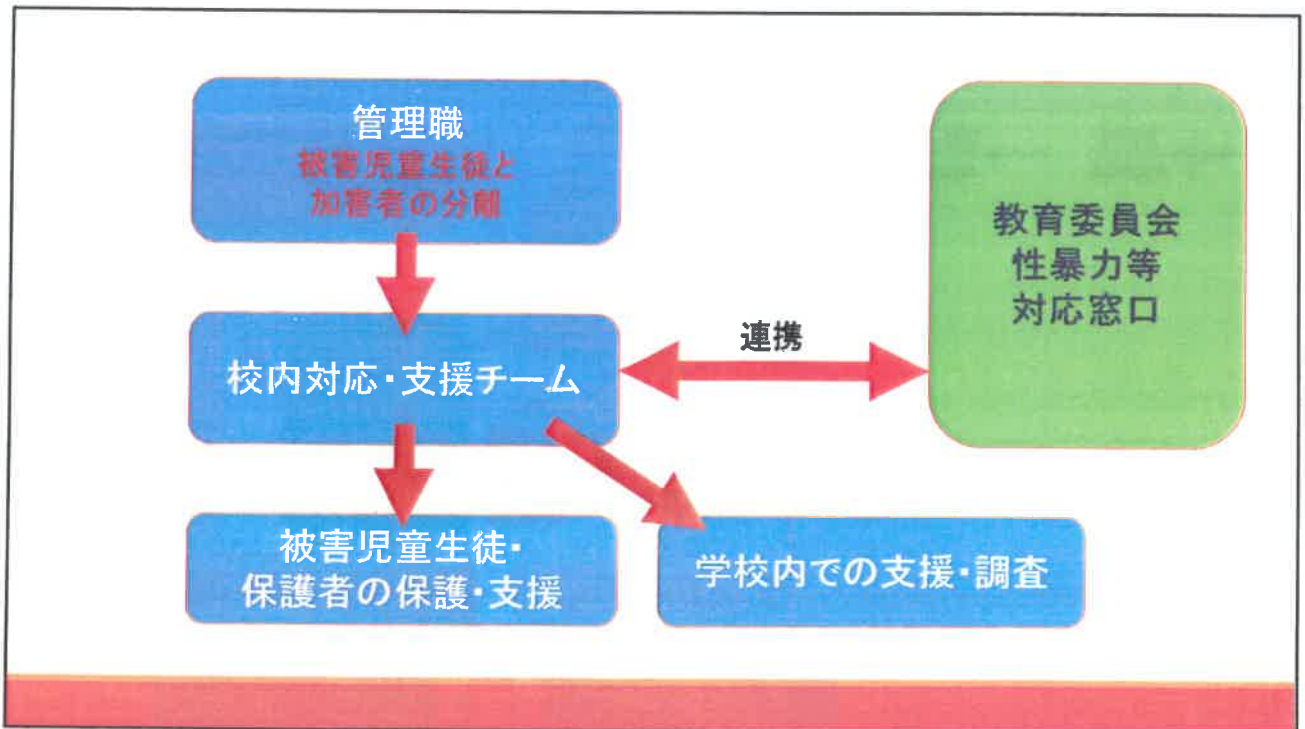
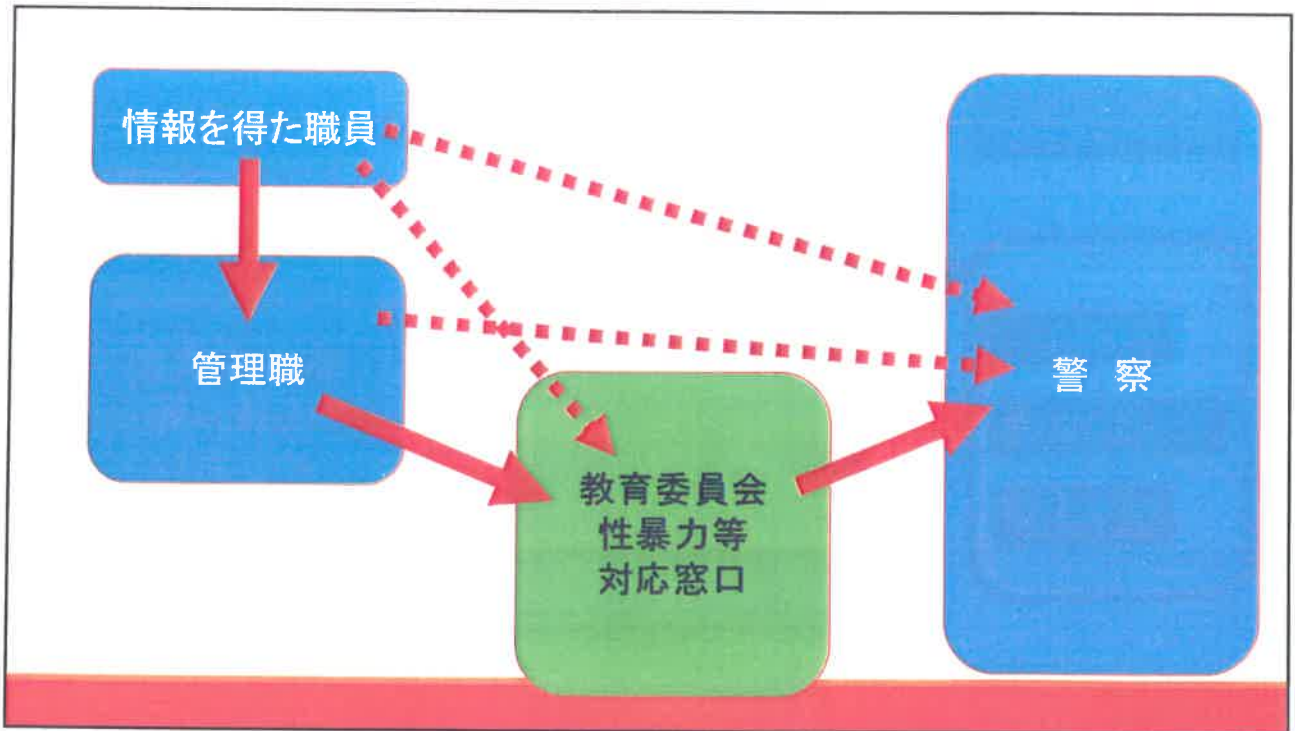
「教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する基本的な指針」
(令和4年3月18日 文部科学大臣決定)

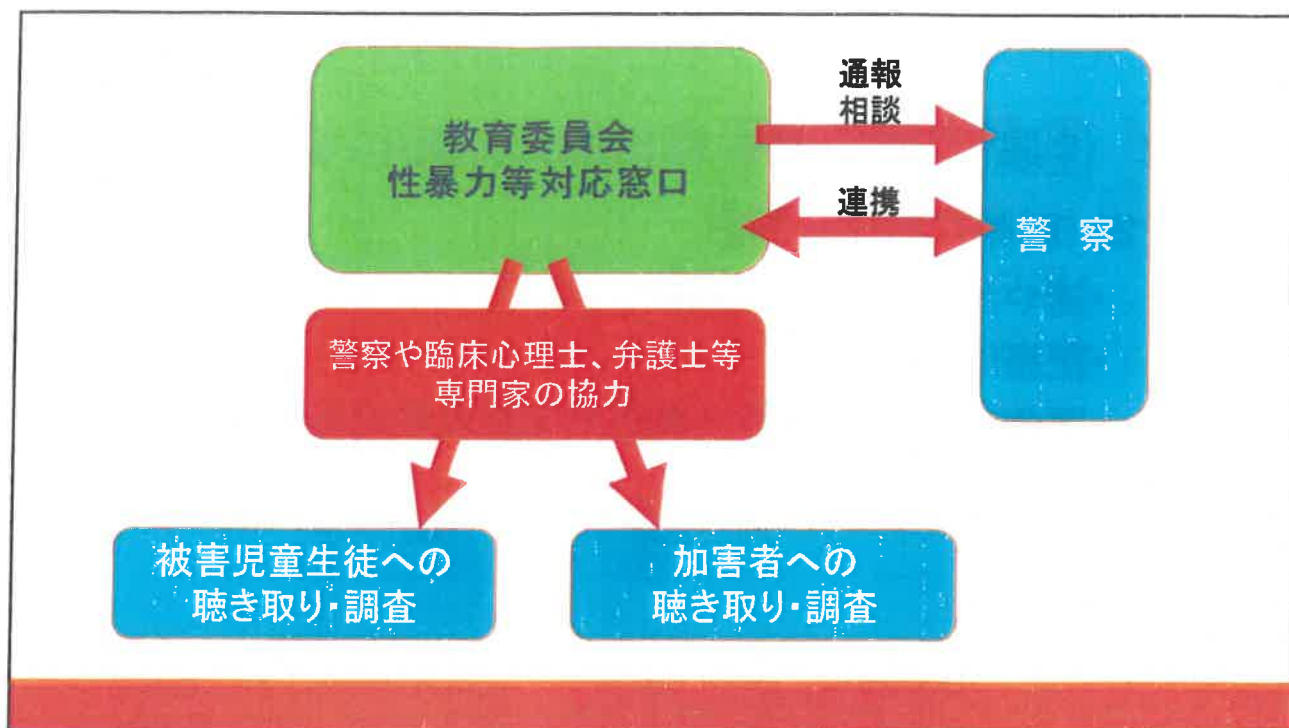
2 性暴力等の定義

「教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する法律」による定義

※児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無や
刑事罰に該当するか否かは問わない

3 性暴力等発生時対応フロー





4 性暴力等の被害発生時の対応について

(1) 性暴力等の被害(疑いを含む)発覚

- ・安心して話せる場所・環境
- ・複数の教職員
- ・「誰に何をされたか」
- ・児童生徒に寄り添う

4 性暴力等の被害発生時の対応について

(2) 相談を受けた職員

- ・速やかに管理職へ報告
- ・記録に残す
- ・緊急性が高い場合は警察や性暴力等対応窓口への通報・報告

4 性暴力等の被害発生時の対応について

(3) 管理職

- ・速やかに性暴力対応窓口への報告
- ・被害児童生徒と加害者の分離
- ・「校内対応・支援チーム」の設置
- ・保護者への連絡、他機関との連携

4 性暴力等の被害発生時の対応について

(4) 校内対応・支援チーム

- ・構成メンバー
管理職、セクハラ相談担当、スクールカウンセラー
担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当 等
- ・被害児童生徒の保護・支援
- ・学校内での調査
- ・関係機関との連携

4 性暴力等の被害発生時の対応について

(5) 教育委員会

- ・事実関係の確認・調査
警察とも連携し、専門家の協力を得つつ実施
- ・被害児童生徒・保護者の保護・支援
- ・学校への支援・教職員のケア

今後について

報告事項(4)

習志野市運動部活動の地域移行について

習志野市立中学校における運動部活動の地域移行について、今後の市の計画等を別紙のとおり報告する。

令和5年1月18日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について

1. 目的

- (1) 生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築(自主的・自発的な参加による部活動)
- (2) 教職員の働き方改革の実現(ワーク・ライフ・バランス)
- (3) 本市が築いてきた部活動の良さを活かした活動の推進 (一市民 一スポーツの実現)

2. 趣旨

- (1) 特色ある学校づくり推進事業(地域部活動)として実施し、研究・検証を行い、今後の地域移行の資料とする。
 - ・実施する部活動は公募制とし、希望する学校は事業計画書を提出する。
 - ・実施部活動の決定は、第3回地域部活動検討委員会で決定する。

3. 実施概要

- (1) 運営主体 : 学校・教育委員会・保護者会等
- (2) 研究期間 : 令和5年5月～令和6年3月(年間50回まで)
- (3) 活動日 : 休日1日 ※1回3時間程度 部活動ガイドラインに準ずる
- (4) 指導者 : ①スポーツ協会から派遣
②教員の兼職兼業
③部活動支援員 等 ※学校長と教育委員会で協議して決定
- (5) 開始時期 : 令和5年5月～
- (6) 活動場所 : 各学校
- (7) 統括責任者: 学校長
- (8) 費用 : 市費で実施(報償費・保険料(指導者・生徒))

4. 令和5年度学校スケジュール予定

令和5年 4月始め	年度始め職員会議で地域移行部活動について説明
4月	部活動保護者会で保護者に周知(地域移行についての概要説明) ※さらに実施部活動には、各部ごとに詳細説明 ※保険等の手続完了
令和5年 5月	地域移行開始(実施校部活のみ)
12月	令和6年度地域移行部活動実施校長アンケート
令和6年1～3月	新入生保護者説明会で保護者に説明
2月	令和6年度地域移行部活動決定(各中学校1部活以上) 各学校職員への周知
3月	実施部活動保護者説明(学年末保護者会に同日)

習志野市運動部活動の 地域移行について

学校教育部指導課



習志野市地域運動部活動

【本市の目的】

- ①生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
（自主的・自発的な参加による部活動）
- ②教職員の働き方改革の実現
（ワーク・ライフ・バランス）
- ③本市が築いてきた部活動の良さを活かした活
動の推進 （一市民 ースポーツの実現）

習志野市地域運動部活動について



令和5年度 習志野市地域運動部活動

【趣旨】

市指定研究事業「特色ある学校づくり推進事業」
として実施

【モデル部活動募集】

令和5年1月10日（火）～令和5年1月31日（火）
各学校に公募し、実施部活を選定

【実施部活の決定】

令和5年2月14日（火）
（第3回地域部活動検討委員会で決定）

【実施概要】

1. 運営主体 : 学校・教育委員会・保護者会等
2. 研究期間 : 令和5年5月～令和6年3月(年間50回まで)
3. 活動日 : 休日1日 ※1回3時間程度
部活動ガイドラインに準ずる
4. 指導者 : ①スポーツ協会から派遣
②教員の兼職兼業
③部活動支援員 等
※学校長と教育委員会で協議して決定
5. 開始時期 : 令和5年5月～
6. 活動場所 : 各学校
7. 統括責任者 : 学校長
8. 費用 : 市費で実施(報償費・保険料(指導者・生徒))

【実施部活決定から実施まで】

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ①実施部活動の決定
※地域部活動検討委員会 | 令和5年2月14日(火) |
| ↓ | |
| ②学校長とヒアリング
指導者マッチング
モデル校への説明 | 令和5年2月下旬～3月上旬 |
| ↓ | |
| ③保護者への周知
※部活動保護者会 | 令和5年4月 |
| ↓ | |
| ④地域移行部活動実施 | 令和5年5月～令和6年3月 |

これまで習志野の学校教育が築いてきた部活動の良さを活かし、地域運動部活動を推進してまいります。



報告事項(5)

ICTマイスター育成事業について

ICTマイスター育成事業について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月18日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

【目的】

ICTを効果的に活用した授業改善及び校務支援や業務改善に向けた実践・提案を積極的に推進し、ICT機器活用の中核を担うリーダーとして資質・能力の向上を図る。

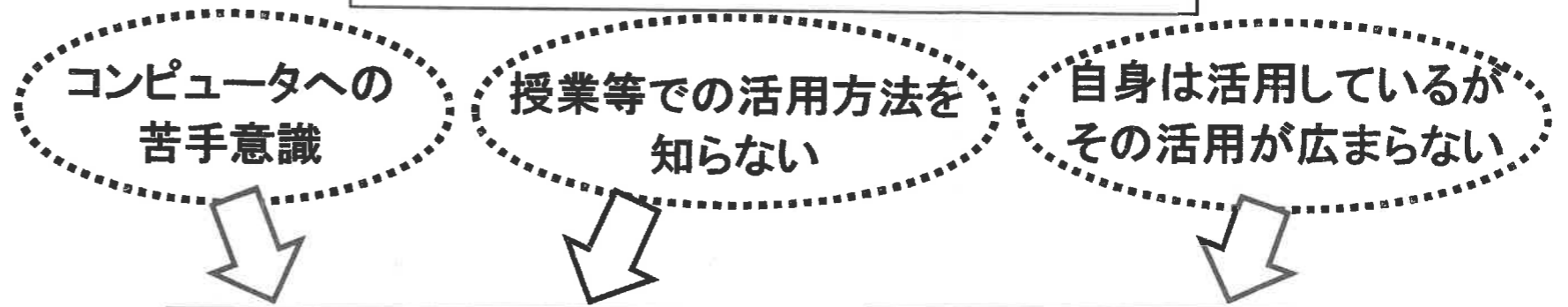
【対象】 教職経験2年以上の習志野市内小・中学校
教員で、次の条件を満たす者

- (1) ICT機器を活用した授業等の実績があり、校内での活用を推進できる者
→ 令和4年度当初に「マスター1期生」認証
- (2) ICT機器を活用した授業等の実践をしており、将来的にICT機器の活用を推進できる者
→ 令和4年度末に「マスター2期生」認証

【内容】

- ・校外研修を年6回実施し、うち5回はICT活用教育研修と合同で行う。うち3回はICT活用教育研修の中でトレーナー(指導者)として、受講生に対し支援・助言を行う。
- *「ICT活用教育研修」とは、ICTマスター以外に各校の教職員が参加する研修
- ・ICT活用の授業研究を1回以上実施する。
- ・ICTを活用した授業を積極的に実践し、活動事例を報告する。
- ・実践研究の助言や講師等に、教科の指導主事、ICT学習指導員およびICT支援員を積極的に活用する。

タブレット端末活用の今日的課題



ICT活用教育研修

- A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B 授業にICTを活用して指導する能力
- C 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

ICTマスター

- トレーナー(指導者)として
研修に参加
- 年1回以上
ICT活用の
授業研究
- ★市内・校内で、教職員を対象とした研修での効果的な支援・助言の方法
- ★教職員のICT活用能力の向上
- ★ICT活用を推進する力の育成

- ①ICTを活用した授業を1回以上実践する。
- ②ICTを活用した授業を実践し、活動事例を報告する。
- ③教員のICT活用指導力チェックリストで、58ポイント以上をめざす。

ICTマスターとして認証

R4～R6の3年間で
各校3名以上の認定を目標

令和4年度 ICTマイスター育成事業

習志野市総合教育センター

1 はじめに

児童・生徒の情報活用能力の育成については、次のように示されている。

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。
(学習指導要領 総則)

教員あるいは子どもたちがICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることにより、子どもたちの学習に対する意欲や興味・関心を高め、「わかる授業」を実現することが求められている。そのため、教員のICT活用指導力の向上は、重要な政策課題として位置付けられ、「概ね全ての教員がコンピュータ等を使って指導できるようにする」ことが求められている。

ICTを活用した教育に必要な教員の能力

- A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B 授業にICTを活用して指導する能力
- C 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 (文部科学省)

本市ではCの能力が低く、「児童生徒のICT活用を指導する能力」の向上が課題となっている。そこで、これらの能力をもち、各学校でICT活用を推進する人材を育成し、ICTマイスターと位置付け、このICTマイスターを中核とした習志野市教員のICT活用能力のボトムアップを図るための効果的な方法について、実践を通して検証していく。

2 目的

ICTを効果的に活用した授業改善及び校務支援や業務改善に向けた実践・提案を積極的に推進し、ICT機器活用の中核を担うリーダーとして資質・能力の向上を図る。

3 対象

教職経験2年以上の習志野市小・中学校教員で、次の条件を満たす者

- (1) ICT機器を活用した授業等の実績があり、校内での活用の推進や研修を企画・実施できる。
→令和4年度当初「ICTマイスター1期生」認証 (小学校9名・中学校9名、計18名)
- (2) ICT機器を活用した授業等の実践をしており、将来的に校内での活用や研修を推進できる。
今年度、ICT教育活用研修に参加し、実践力を高める。
→令和4年度末「ICTマイスター2期生」認証 (各学校から1名、計23名)

4 内容

(1) ICTマイスター1期生

・校内でICT活用の研修を年1回以上企画・実施し、教員のICT活用の向上に努める。

(2) ICTマイスター2期生

- ・ICT活用教育研修とのタイアップ研修とする。夏季休業中の3回の研修は、ICT活用教育研修のトレーナーとして、受講者への指導・助言を行う。
- ・ICT機器を活用した授業研究を1回以上行う。

【ICTマイスター認証の条件】

- ① ICTを活用した授業研究を年1回以上実施する。
- ② ICTを活用した授業を積極的に実践し、活動事例を報告する。
- ③ 教員のICT活用指導力チェックリスト(別紙)で58ポイント以上をめざす。

5 研 修

【第1回】 講義① (ICT活用教育研修と合同) 5月31日(火)

★情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力を育成する研修

- ・LINEみらい財団のプログラムを実施し、発達段階に応じた情報モラルの必要性和情報モラル教育の進め方について学ぶ。
- ・メール等での危険の回避や情報を正しく安全に利用することについて学ぶ。

【第2回】 実技研修① 7月1日(金)

★授業にICTを活用して指導する能力を育成する研修

- ・「Classnotebook」「Whiteboard」の授業での活用についての実技研修を行う。
- ＊次回以降の「ICT活用教育研修」において、トレーナー(指導者)として指導・助言をするための準備や確認を行う。

【第3回】 実技研修② (ICT活用教育研修と合同) 8月1日(月)

★児童生徒のICT活用を指導する能力を育成する研修

- ・「Teams」の基本的操作や機能について学ぶ。

【第4回】 実技研修③ (ICT活用教育研修と合同) 8月18日(木)

★児童生徒のICT活用を指導する能力を育成する研修

- ・教科(国語・社会・算数数学・理科・生活・図工美術・体育・音楽)ごとに実施する。
- ・各教科におけるタブレット活用の先行事例をもとに、効果的な活用について考え実践する。

【第5回】 実技研修④ (ICT活用教育研修と合同) 8月24日(水)

★児童生徒のICT活用を指導する能力を育成する研修

- ・「Classnotebook」「Whiteboard」を授業でどのように活用するかを学ぶ。

【第6回】 講義② (ICT活用教育研修と合同) 11月18日(金)

★教材研究・授業・校務などにICTを活用する能力を育成する研修

- ・ICT学習指導員を講師として、習志野市のICT教育の現状と今後の方向性について学ぶ。ICTマイスターとしての役割を理解し、習志野市のICT教育発展の担い手としての意識を高める。
- ・教材研究や授業での効果的な活用について学ぶ。

*「ICT活用教育研修」とは、マイスター以外に各校の教員が参加する研修

【授業研究】 ICTを活用した授業研究の実施

★授業にICTを活用して指導する能力を育成する研修

★児童生徒のICT活用を指導する能力を育成する研修

- ・11月末までに、授業研究を1回以上実施する。
- ・ICTを活用した授業を積極的に実践し、活動事例を作成する。

【認証式】 1月25日(水)

★1年間の研修を終え、今後、ICTマイスターとしての活躍を期待する式

- ・次年度以降、校内・校外でのICTの利活用について推進する。

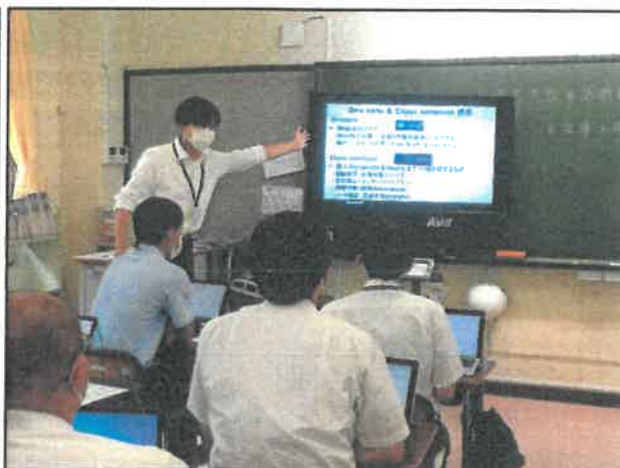
6 ICTマイスターの活動実績

(1) 夏季休業中のICT活用教育研修において、ICTマイスター2期生のトレーナーとしての活躍

日付	研修内容	参加者
8月1日(月)	「Teams」の基本的操作や機能について学ぶ	25名
8月18日(木)	各教科における効果的なICT活用について学ぶ	171名
8月24日(水)	「Classnotebook」「Whiteboard」を授業でどのように活用するかを学ぶ	26名



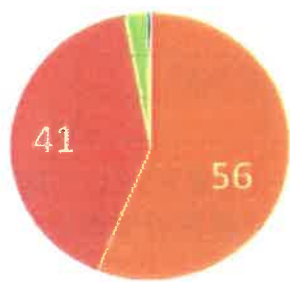
Classnotebookの研修風景



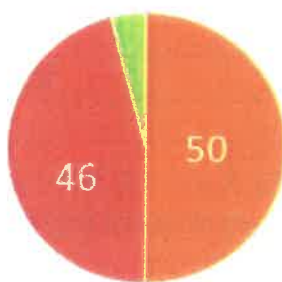
講師役を務めるマイスター2期生

【受講者アンケートより】 (8/1・8/18・8/24の3回分の総計)

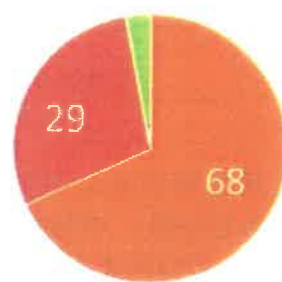
① 理解が深まったか



② 2学期に活用できるか



③ 2期生の指導はどうか



●はい ●まあまあ ●あまり ●いいえ

(2) ICTマイスターの実施した校内研修の内容

- ・器械運動におけるタブレット端末の活用の仕方
- ・Teamsによる授業の配信と活用
- ・OneNote、Whiteboard、Forms等のアプリの授業での使い方
- ・デジタル教科書の使用の仕方
- ・デジタルドリルの授業での活用の仕方
- ・Teamsの課題機能を使った指導と評価の実践
- ・技術家庭科の授業におけるICT活用
- ・アプリ等を使用したデータや文書、アンケートの作成 など

7 成果と今後の取組

【成果】

- (1)積極的にICT機器を活用した授業を展開し、教員に広めることができた。
- (2)授業での効果的な活用や有効なアプリなどについて校内研修を実施した。ICTマスターが研修を企画し、講師役として校内に広める実践が多く見られた。
- (3)ICTマスターを中心とした組織的、機能的な校内体制を確立することができた。校内での重要な会議において、ICTマスターが活躍した。



校内研修の様子

○各学校で実施している会議例

名称	実施回数	工夫	活動内容
学力向上ICT部会	月1回	学力向上委員会と兼ねる	学力向上とICT活用について検討 (例)デジタルドリルの活用について話しあう等
GIGAスクール構想推進委員会	月1回	校内委員会の一つとして活動	ICT活用の取組を集約し発信する (例)ICT活用の取組を集約し、重要な内容については便りを発行し周知する等
ICT推進委員会	月1回	研究推進委員会と兼ねる	研究教科でのタブレットの活用を推進 (例)教科に特化したタブレット活用について協議する等

- (4)ICTマスター2期生の指導力の向上が図られた。

「教員のICT活用指導力チェックリスト(64点満点)」(資料は6ページ参照)を2期生23名に実施した結果は以下の通りである。全員が事前調査よりも数値が上がり、平均値が5.1ポイント上昇した。

令和4年5月実施	令和4年11月実施
51.6	56.7

- (5)ICT活用教育研修の中で、ICTマスター2期生をトレーナー(指導者)として参加させ、受講者である初級・中級者の教員への指導・助言をさせた。ICT教育の推進リーダーとしての資質・能力の向上を図ることができた。

【今後の取組】

- (1)ICT学習指導員やICT支援員との連携を深め、授業アイデア、教科における活用、ICT活用時の操作支援など、指導技術の向上を図る。
- (2)令和4年度から令和6年度までの3年間で、毎年ICTマスターを育成し、各校複数名配置できるようにする。来年度は、ICTマスター3期生(各校1名、計23名)の育成を図る。
- (3)ICTマスター同士の交流、総合教育センターとの連絡など、資料等の共有を図り、情報交換ができる場をクラウド上に設定する。

教職員のICT活用の指導力向上を図ることにより、本市の児童生徒の学力向上に向けたタブレットを活用した「わかる授業」を推進していく。

【別紙】 参考資料

教員のICT活用指導力チェックリスト

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からD-4の16項目について、右欄の4段階でチェックしてください。		4 できる	3 ややできる	2 あまりできない	1 ほとんどできない
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力					
A-1	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	4	3	2	1
A-2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4	3	2	1
A-3	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
A-4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。	4	3	2	1
B 授業にICTを活用して指導する能力					
B-1	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	4	3	2	1
B-4	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	4	3	2	1
C 児童生徒のICT活用を指導する能力					
C-1	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	4	3	2	1
C-2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	4	3	2	1
C-4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	4	3	2	1
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力					
D-1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	4	3	2	1

議案第1号

令和4年度教育費予算案(3月補正)について

令和4年度教育費予算案(3月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和5年1月18日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

国の補正予算活用に伴う小学校大規模改修工事に係る経費の増額及び市立全小中高等学校への感染症対策を徹底する取組に必要な費用の補助に係る経費の増額等を行うため、令和4年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和4年度教育費予算案(3月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.3 (教育総務課)	小学校大規模改造事業	国の予算による補助金を活用し、令和5年度に実施予定の谷津南小学校の大規模改修工事を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 廃棄委託料 212千円 施設設備整備委託料 9,603千円 施設設備改修工事 307,197千円 建設事業負担金 2,530千円	319,542	52,738	0	266,400	0	404
2	10.7.1 (教育総務課)	新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業	学校において児童生徒及び教職員等に感染者等が発生した場合にも、感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整備するために必要となる費用を補助する。 また、3月補正による対応であるため年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 消耗品費 31,677千円 備品購入費 9,427千円	41,104	20,552	0	0	0	20,552
合 計				360,646	73,290	0	266,400	0	20,956

補正前の額	補正額	補正後の額
8,130,697	360,646	8,491,343

(2)繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
		内 容	
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業	319,542
		谷津南小学校大規模改修工事に係る費用	
	7 保健体育費	新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業	41,104
		感染症対策等を行いながら教育活動を継続できる体制整備の費用	

議案第2号

文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について

「藤崎富士講社の富士塚」を習志野市指定文化財に指定することについて、別紙のとおり習志野市文化財審議会に諮問する。

令和5年1月18日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提案理由

文化財保護法第190条第3項及び習志野市文化財保護条例第4条第3項の規定により、諮問しようとするものである。

教 社 第 号
令和 5 年 月 日

習志野市文化財審議会会長 様

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野市指定文化財について（諮問）

習志野市文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定により、「習志野市指定文化財」の指定
について、貴会の意見を求めます。

諮問事項 習志野市指定文化財に「藤崎富士講社の富士塚」を指定することについて

1. 名称

藤崎富士講社の富士塚

2. 員数

富士塚 1 基

3. 所在の場所

習志野市藤崎一丁目 1 7 6 番地

4. 所有者氏名又は名称及び住所

藤崎富士講社 習志野市藤崎一丁目 4 番 9 号

5. 種別

有形民俗文化財

6. 適用指定基準

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもののうち、市にとって重要なもの

7. 製作の年代又は時代

江戸時代末期に築造され、昭和 6 年（1931 年）改築

8. 「藤崎富士講社」及び「富士塚」の説明

（1）藤崎富士講社

富士講とは、江戸時代に成立した霊峰富士を祀る民衆信仰のひとつで、定期的に行われる「^{おが}拝み」とよばれる行事と、富士登拝を行う団体であり、江戸を中心とした関東で流行した。

藤崎富士講社は現在も活動を続けている市内で唯一の富士講の団体である。結成された年代は不明だが、ここで指定する富士塚に天保年間の石碑があることに加え、古文書の記録から、江戸時代の弘化・安政期には講の活動が行われていたことが確認できる。現在の講員は 21 名で、例年 1 月、5 月、9 月に拝み、4 月に富士塚の清掃と拝みを行い、3 年に 1 度富士登拝を行っている。

(2) 富士塚

富士塚とは、信仰対象である霊峰富士を模して造営された人工の山や塚のことをさす。ここに登山することにより、実際の富士山に登山することと同様の御利益を得られるとされた。富士登拝の願望を持ちながら、老齢や身体的なことなど、様々な理由により登山できない人々のために造られたと言われている。

当該富士塚は、藤崎富士講社の講員らによって築造されたものである。所在地は県指定史跡である藤崎堀込貝塚の中であり、塚には登山道や富士山周辺の名所・行場を刻んだ石碑などを配置し、富士山の溶岩を使用して作られている。

9. 現状における留意事項

富士塚に配置された石碑には、剝離個所がみられる。

10. 参考文献

習志野市教育委員会編（1993）『習志野市史 第三巻 史料編（Ⅱ）』

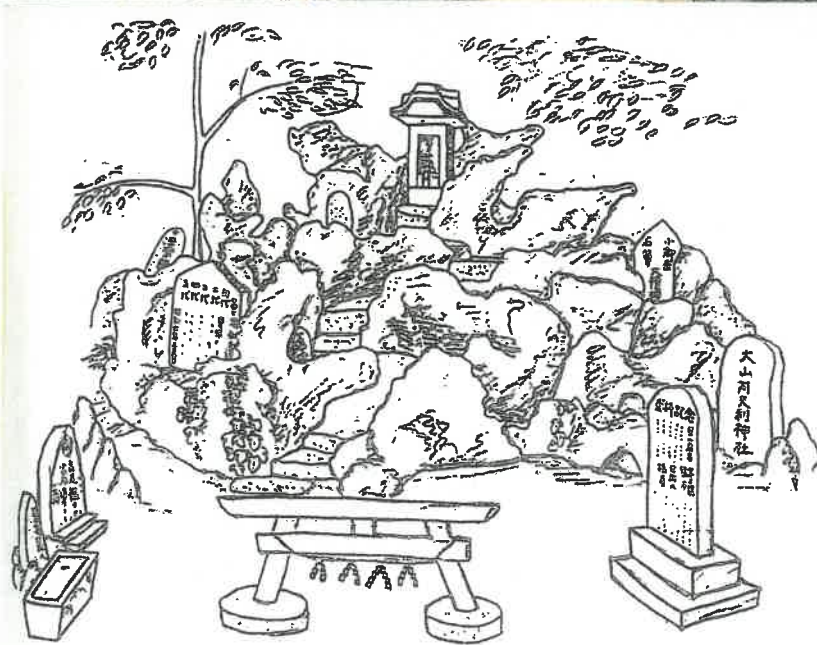
高山勝子（1989）『習志野市の民俗調査報告書』



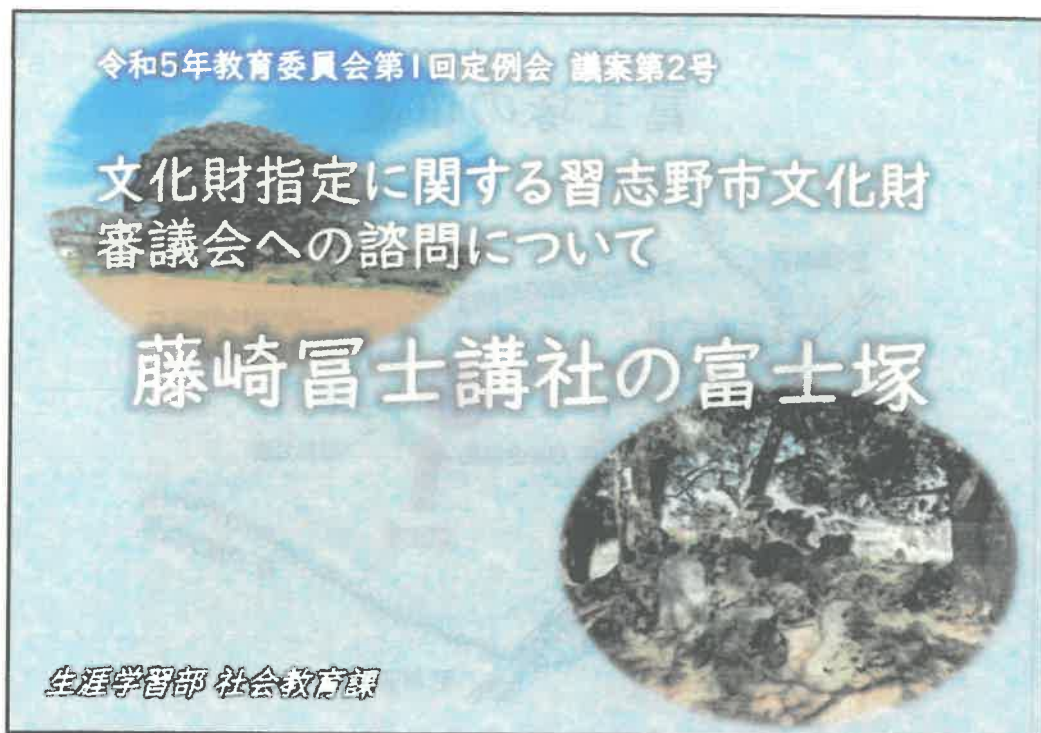
富士塚（遠景）



富士塚（全体像）



藤崎富士講模造図



「藤崎富士講社の富士塚」を
市指定文化財に指定することについて

1. 名称 藤崎富士講社の富士塚
2. 員数 富士塚1基
3. 所在の場所
習志野市藤崎一丁目176番地



藤崎富士講社について



- 拝みを講員が唱和
- 昭和三年の奉納幕 (丸不二講の印)
- 「御身拔」(掛け軸)

富士塚(全体像)



指定要件

○習志野市文化財保護条例
(定義)

第2条(3) 民俗文化財

衣食住、生業、**信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能**及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

指定要件

○習志野市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを習志野市指定文化財に指定することができる。

第4項 指定をする場合、教育委員会はあらかじめ習志野市文化財審議会の意見を聞くものとする。

習志野市指定文化財一覧

習志野市指定文化財 名称	種別	指定年月日	所在地	概要
実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財	平成26.4.2	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	実籾3丁目遺跡出土の縄文土器4点。縄文時代前期前半の土器3点と縄文時代早期後半の土器1点。市内における同時期の土器資料として傑出した貴重な資料である。
谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財	平成27.11.9	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	谷津貝塚から出土した墨書土器6点(古墳時代後期・奈良時代・平安時代)。信仰をはじめとして、古代社会に関する情報を伝える貴重な資料である。
谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財	平成27.11.9	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	谷津貝塚から出土した奈良時代・平安時代の瓦塔(仏塔・仏堂を模したやきもの)の破片6点。古代における仏教信仰の浸透を示す明確な資料として重要である。
谷津貝塚出土銭貨	有形文化財	平成27.11.9	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	谷津貝塚から出土した奈良時代・平安時代の銭貨5種6点。谷津貝塚の集落と行政組織との関係、市域における貨幣流通の実態などを考える上で重要な資料である。
谷津貝塚出土金属製品	有形文化財	平成27.11.9	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	谷津貝塚から出土した奈良時代・平安時代の金属製品22点。内訳は、鍔5点、帯金具12点、焼印3点(2個体)、鏡1点、握り鉄1点。出土した金属製品の中でも特に稀少性が高く、谷津貝塚の集落の性格を考える上で重要な資料である。
ドイツ捕虜関係資料	有形文化財	令和元.9.3	習志野2-1-1 習志野市庁舎内	第一次世界大戦における習志野俘虜収容所関係資料のうち「エーリッヒ・カウルの日記」1冊(附、写真2点)、「ヨハネス・ユーパーンシャル博士旧厩写真」126点(附、封筒1点)、「ボトルシップ」2点、計132点。市域における近代の情報を伝える貴重な資料である。

習志野市指定文化財一覧

習志野市指定文化財				
名称	種別	指定年月日	所在地	概要
海苔養殖用具他一括	民俗文化財	昭和51.7.16	習沼2-1-1 習志野市庁舎内	谷津漁業協同組合から寄贈された。昭和46年(1971)まで東京都で海苔養殖に使用された。
習沼古墳B号墳 石棺	史跡	昭和51.7.16	習沼1-9 習沼城址公園内	習沼城址公園内の2基の前方後円墳(全長約20~25m)のうち、B号墳の石棺。南房総産と考えられる砂岩・凝灰岩製。成人男性2体分の人骨と直刀破片・鉄鏃などの副葬品が出土。古墳時代後期(6世紀後半)。この地域の豪族の墓と考えられる。
藤大崎正福寺 イ手ヨウウ	天然記念物	昭和51.7.16	子女観音堂 (習沼1-8)跡	樹高約10m、目通り幹囲約4m、根回り約11m。樹齢は400年前後と推定されている。

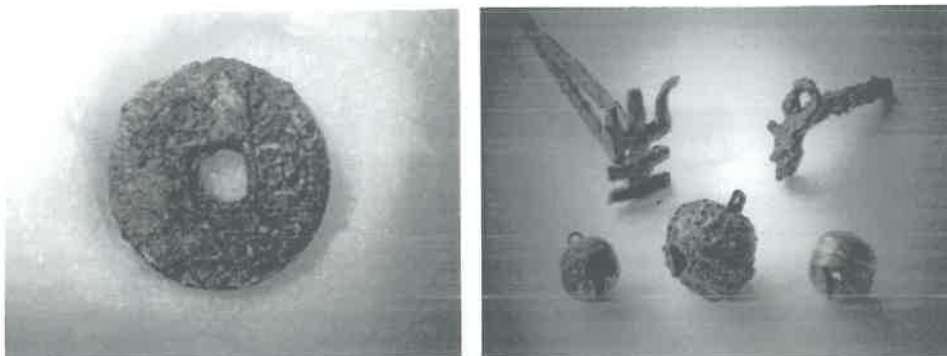
市指定文化財 実籾3丁目遺跡出土品



市指定文化財
谷津貝塚出土品(墨書土器)



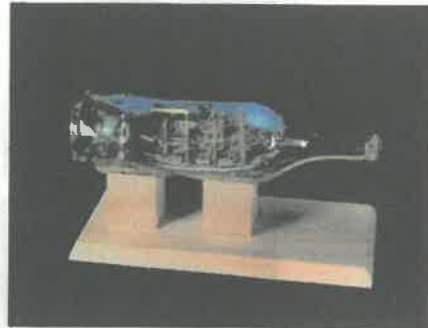
市指定文化財
谷津貝塚出土品(銭貨、鈴、焼印)



市指定文化財
ドイツ俘虜関係資料 (ボトルシップ)



ボトルシップ第1号



ボトルシップ第2号

市指定文化財
鷺沼古墳



市指定文化財

藤崎正福寺大イチョウ



海苔養殖用具



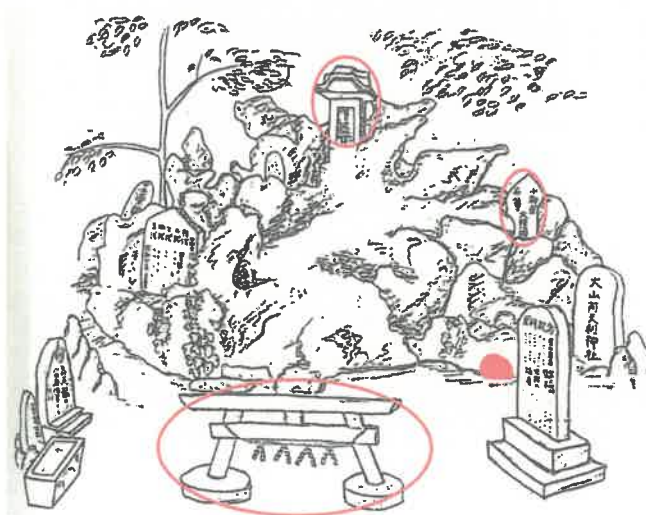
富士塚(遠景)



富士塚(全体像)



富士塚模造図



ご清聴ありがとうございました

生涯学習部社会教育課

議案第3号

令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

習志野市教育委員会顕彰規程に基づき別紙のものに表彰状を授与する。

令和5年1月18日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提案理由

習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和4年度表彰状を授与するものを決定するものである。

習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰候補者の審査結果

分野	推薦された者		審査結果		備考
	個人	団体	個人	団体	
学校教育	学校医				
	学校歯科医				
	学校薬剤師				
	学校教育				
	県費負担教職員等				
	ボランティア				
	その他				
	小計	0	0	0	0
生涯学習	社会教育				
	青少年健全育成				
	社会体育				
	P T A 活動				
	ボランティア				
	その他				
	小計	0	0	0	0
寄付					
大会入賞		1		1	
その他					
合計	0	1	0	1	

令和4年度習志野市教育委員会顕彰候補者

大会入賞 基準2-10全国大会において入賞(3位以上)

1. 表彰状 団体

	氏名・団体名	条号	功 績	所 属	表彰授与日
1	習志野市立習志野高等学校 男子バレーボール部	2-10	第75回全日本バレーボール高等学校 選手権大会 第3位	習志野市立 習志野高等学校	令和5年1月20日

習志野市教育委員会顕彰規程推薦基準

	条	号				
表 彰 状	2	1	学校医 学校歯科医 学校薬剤師		10年以上 10年以上 10年以上	
	2	2	学校教育、社会教育の各種委員会 " 審議会 " 協議会 市民スポーツ指導員 青少年相談員	委員 委員 委員	10年以上 10年以上 10年以上 10年以上 10年以上	
	2	3	学校教育関係団体 社会教育関係団体	役員 役員	15年以上 15年以上	
	2	4	学校教育に関するボランティア 社会教育に関するボランティア	個人 個人	10年以上 10年以上	
	2	5	本市小学校及び中学校の校長 かつ本市小学校及び中学校教諭 (教頭、事務局、教育機関在職年数加算)	校長	5年以上 5年以上	
	2	6	本市小学校、中学校及び高等学校の教頭 かつ本市小学校、中学校及び高等学校の教諭 (事務局、教育機関在職年数加算)	教頭	5年以上 5年以上	
	2	9	学校教育関係団体 社会教育関係団体	団体 団体	20年以上 20年以上	
	2	10	体育活動(全国3位以内) 文化活動(全国3位以内)			
	2	11	PTA かつPTA連絡協議会	役員 役員	7年以上 1年以上	
	2	12	各中学校区青少年健全育成連絡協議会	代表	5年以上	
	2	13	その他(表彰することが適当と認められる業績のあったもの)			
	感 謝 状	3	1	学校教育関係団体 社会教育関係団体	役員 役員	10年以上 10年以上
		3	2	PTA 中学校、高等学校、新設PTA	役員 役員	5年以上 3年以上
3		3	学校教育関係団体 社会教育関係団体	団体 団体	10年以上 10年以上	
3		4	学校教育に関するボランティア 社会教育に関するボランティア	個人 個人	5年以上 5年以上	
3		5	その他(感謝状を授与することが適当と認められ業績のあったもの)			
4		1	50万円相当以上の金品の寄付			